六戸町
第三期子ども・子育て支援事業計画
〈案〉

令和７年２月

青森県　六戸町

目　次

第１章　計画策定にあたって……3
１　計画策定の背景と趣旨……3
２　計画の位置づけ……4
３　他計画との関係……4
４　計画期間……5
５　制度改正等のポイント……5
６　計画の策定体制と住民意見の反映……8
７　県や近隣市町村との連携……8

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題……11
１　当町における人口と子ども人口の状況……11
２　子育て世帯の状況……13
３　保護者の就労・育児休業制度利用の状況……17
４　子育て支援事業の利用状況・利用意向等……21
５　子育ての環境や支援への満足度等……24
６　施策の進捗評価……25
７　当町における子ども・子育て支援に関わる課題……27

第３章　計画の基本的な考え方……31
１　計画の基本理念等……31
２　計画の基本目標……31
３　施策の体系図……33

第４章　子育てに関する施策の展開……41
基本目標Ⅰ　地域における子育ての支援……42
基本目標Ⅱ　母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進……50
基本目標Ⅲ　子どもの心身の成長に資する教育環境の整備……57
基本目標Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備……63
基本目標Ⅴ　男女共同参画の推進……65
基本目標Ⅵ　子どもの安全の確保……66
基本目標Ⅶ　要保護児童へのきめ細かな取組の推進……69
基本目標Ⅷ　若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり……74

第５章　子ども・子育て支援事業の展開 77
１　教育・保育事業等の提供区域 77
２　教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 78
３　幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策 80
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 86
５　総合的な子どもの放課後対策の推進 100
６　教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について 103
７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 104
８　子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 104

第６章　計画の推進・評価体制 107
１　計画の推進体制 107
２　計画の進捗管理 108
３　計画の周知及び広報活動 108

資　料　編 111
１　六戸町　子ども・子育て会議条例 111

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

六戸町（以降「当町」という。）では、子ども・子育て支援に係る事業の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、平成26年度に「六戸町子ども・子育て支援事業計画」の第一期計画（平成27年度～令和元年度）を、令和元年度に第二期計画（令和２年度～７年度）を策定し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

第二期計画の策定以降、国では子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月にこども基本法が成立・公布され、令和５年４月１日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設され、令和５年４月に発足されています。そして、令和５年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和４年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和６年）が行われています。

さらに、国では令和５年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われています。

このような国の動向を受けて当町では、第二期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子育て中の保護者に対するアンケート調査結果を踏まえつつ、「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、次期計画となる「六戸町第三期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、町内に居住する障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族をはじめ、すべての子どもに対して、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、関連する諸制度による施策と連携しながら、「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を計画的に実施することとしました。

2　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

また、令和６年５月に次世代育成支援対策推進法が改正され、法の有効期限が令和17年３月31日まで延長されたため、これまで町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係るさまざまな分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3　他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「六戸町総合振興計画」のもと、関連する「六戸町地域福祉計画」「六戸町障害者計画」「六戸町障害福祉計画」「健康ろくのへ２１（母子保健計画）」との整合性を図りました。

■ 他計画との連携

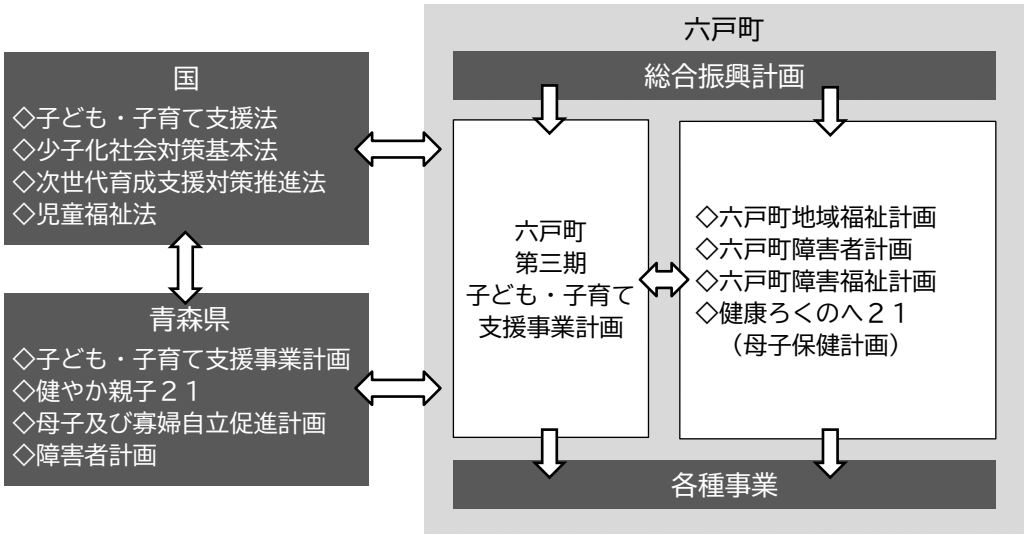

４　計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和７年度から令和11年度までの５年間とし、令和６年度に策定しました。

■ 計画期間

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
六戸町子ども・子育て支援事業計画（第二期）									
					六戸町第三期子ども・子育て支援事業計画				

５　制度改正等のポイント

（１）こども基本法（令和４年法律第 77 号）及びこども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

◆こども基本法の６つの基本理念

１　すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

２　すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

３　年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

４　すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

５　子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

６　家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

（２）児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
（１）こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	■市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとする。 ■この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ■市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
（２）地域子ども・子育て支援事業に新規３事業を位置づけ	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	■要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ■訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	■養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ■児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	■要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ■親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
（３）地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	■保護者が子どもと共に児童養護施設等に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ■専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	■子育て負担を軽減する目的(レスパイト利用など)での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

（３）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）の概要

こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する２つの施策について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	■保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月～満３歳未満が対象 ■認可外保育施設に通っている０歳６か月～満３歳未満は対象 ■企業主導型保育事業所に通っている０歳６か月～満３歳未満は対象外
実施場所	■認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	■定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施して差し支えない ■実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ■対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月 10 時間」を上限として実施する ■対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

		概要
根拠法等		■母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。
目的		■退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。
対象者		■産後ケアを必要とする者
内容		■退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）
実施方法等	（１）宿泊型	■病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	■個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	■実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

6　計画の策定体制と住民意見の反映

町民公募委員、学識経験者、関係団体代表などから構成される「六戸町子ども・子育て支援会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業・サービスの需要などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、サービスの目標事業量や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

（1）ニーズ調査の調査方法と回収状況等

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」は令和６年６月１日～７月５日にかけて実施しました。幼稚園・認可保育所等を利用している就園児の保護者には、施設を通して調査票を配布・回収しました。また、未就園児の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。

一方、町内の就学に通学している児童の保護者には、就学を通して調査票を配布・回収しました。また、町内の就学に通学していない児童の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。

調査の配布・回収状況は、以下のとおりです。

■ 調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	367	258	70%
小学生の保護者	433	338	78%

7　県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、町民の必要なニーズ量が確保できるよう庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども･子育て支援の実施にあたっては､町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第２章

子ども・子育て支援の現状と課題

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題

１　当町における人口と子ども人口の状況

（１）人口と子ども人口の推移

当町の総人口は、近年10,800人～10,900人台の概ね横ばいで推移してきましたが、令和６年には10,600人台に減少しています。

年少人口（０～14歳）は、令和６年現在1,330人となっており、総人口に占める比率（０～14歳比率）は12.5%で、近年12%～13%前半の横ばいで推移しています。

■ ３階級別人口等の推移

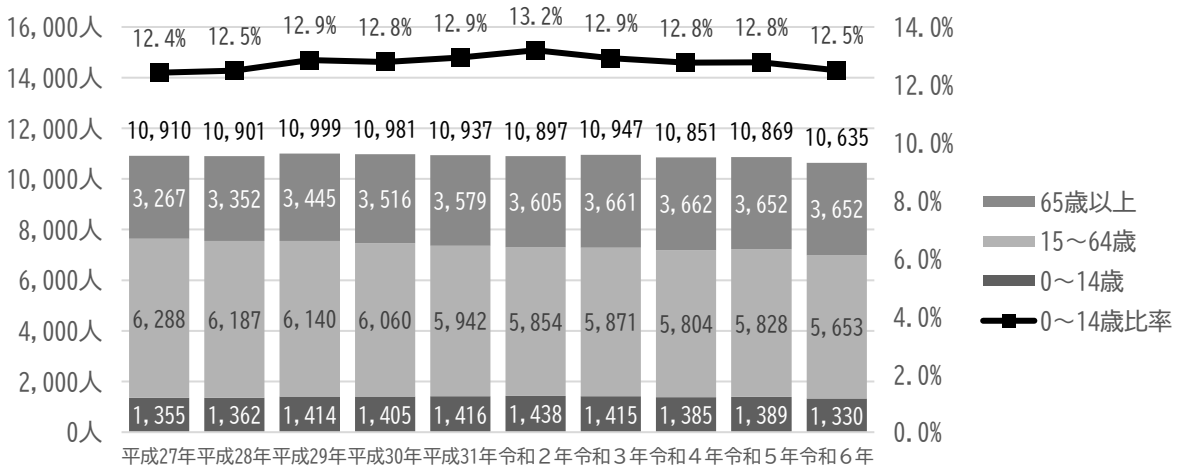

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日）

子どものうち０～11歳人口は、令和６年現在1,020人となっており、令和２年をピークに人口、比率ともに概ね減少傾向に転じています。

■ 子ども人口等の推移

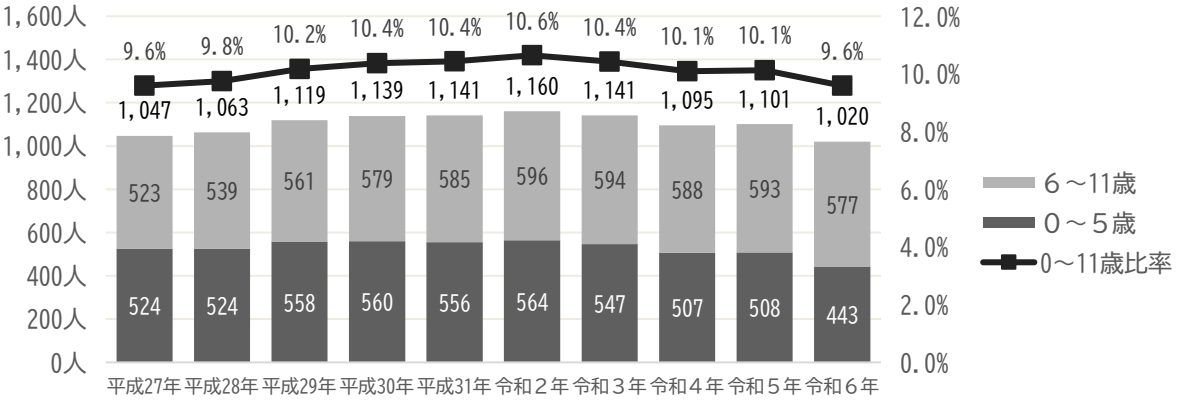

※児童（0～11 歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

さらに、就学前児童（０～５歳）は、近年500人台で推移してきましたが、令和６年には400人台に減少しています。

■ ０～５歳児の人口推移

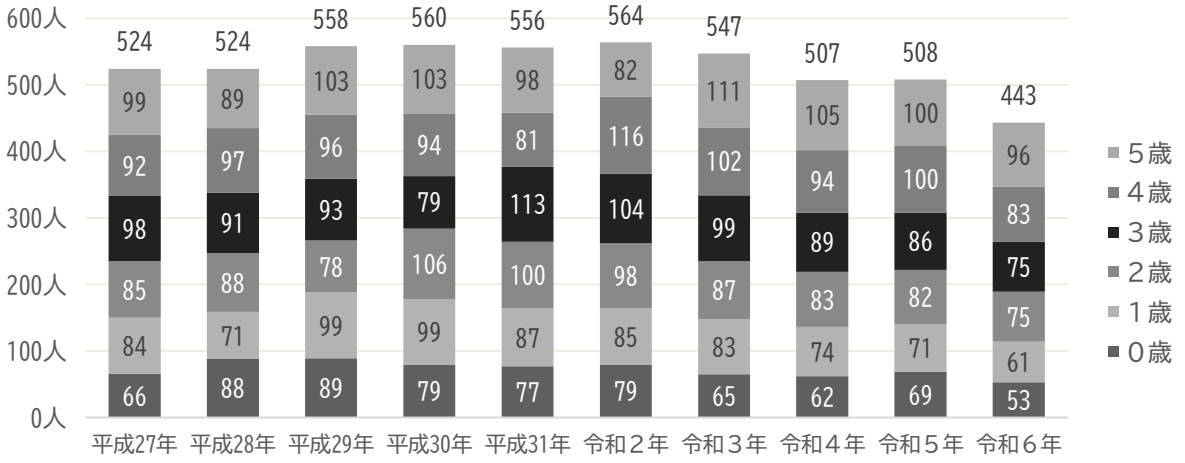

資料：住民基本台帳（各年３月31日）

（２）合計特殊出生率の推移

当町の合計特殊出生率は、平成30年～令和４年の平均で1.57となっており、平成10年以降、全国・県より高い水準となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

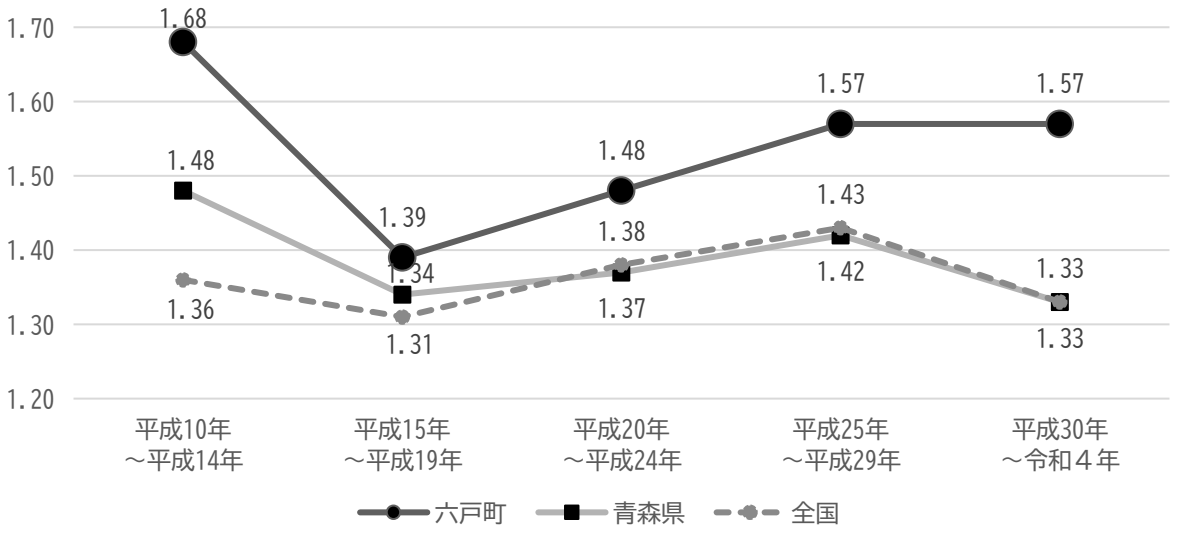

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

２　子育て世帯の状況

（１）子育て世帯の推移

平成22年から令和２年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯の総数は、平成22年の918世帯から令和２年には963世帯と、45世帯の増加となっています。

また、総数に占める核家族世帯の比率は、平成22年の49.1%から令和２年には70.3%に大きく上昇しており、核家族化が進行しています。

さらに、総数に占めるひとり親世帯（男親と子供から成る世帯及び女親と子供から成る世帯）の比率は、平成22年の8.9%から令和２年には10.9%に上昇しています。

■ 子育て世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）の推移

	18 歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成 22 年		平成 27 年		令和２年	
総数	918	100.0%	968	100.0%	963	100.0%
親族のみ世帯	914	99.6%	965	99.7%	959	99.6%
核家族世帯	451	49.1%	590	61.0%	677	70.3%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子供から成る世帯	369	40.2%	489	50.5%	572	59.4%
男親と子供から成る世帯	11	1.2%	17	1.8%	17	1.8%
女親と子供から成る世帯	71	7.7%	84	8.7%	88	9.1%
核家族以外の世帯	463	50.4%	375	38.7%	282	29.3%
非親族を含む世帯	4	0.4%	3	0.3%	4	0.4%
単独世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

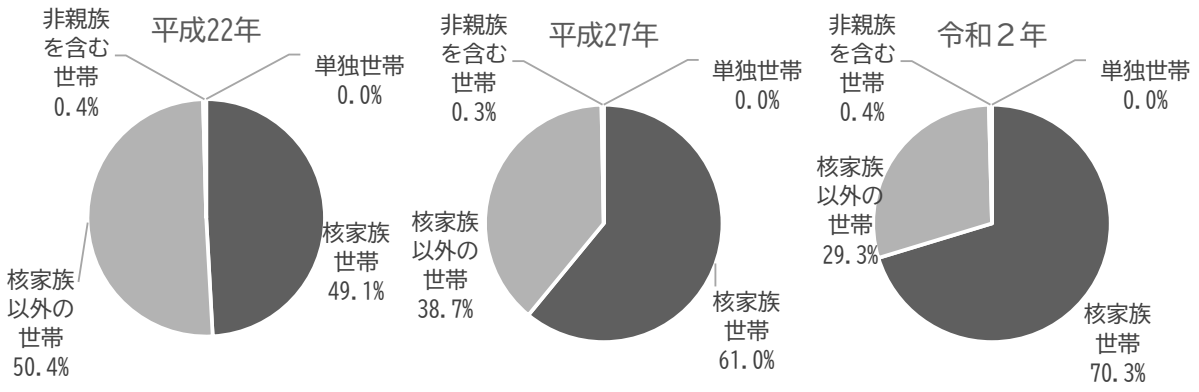

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

（２）保護者における子育ての状況

就学前児童の日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」（74.4%）が最も高く、次いで「認定こども園」（66.7%）、「祖父母」（38.8%）となっています。

子育てに影響を与える環境は、「家庭」（92.6%）が最も高く、次いで「認定こども園」（66.7%）、「地域」（15.9%）となっています。

■ 主な保育者の状況

■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）

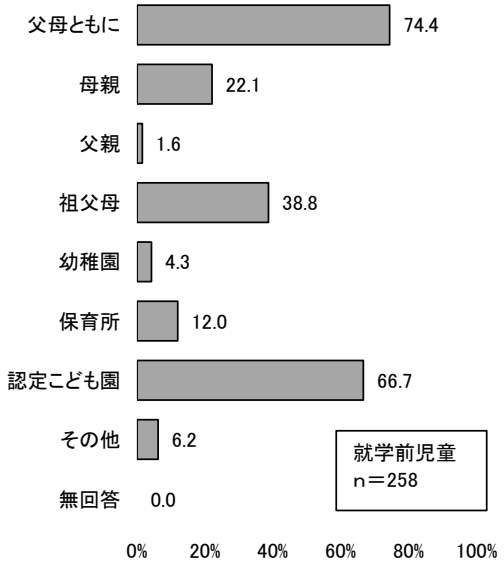

■ 子育てに影響を与えると思う環境

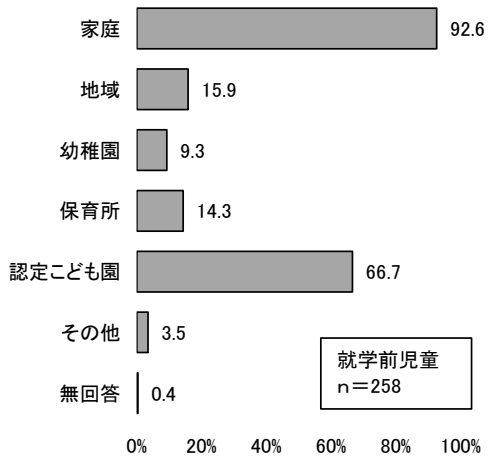

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.4%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.9%と親族の協力者は多い状況です。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（3.9%）が１割未満であることから、緊急時であっても友人・知人には預けにくい状況が伺えます。

■ 親族・知人による子育ての協力状況

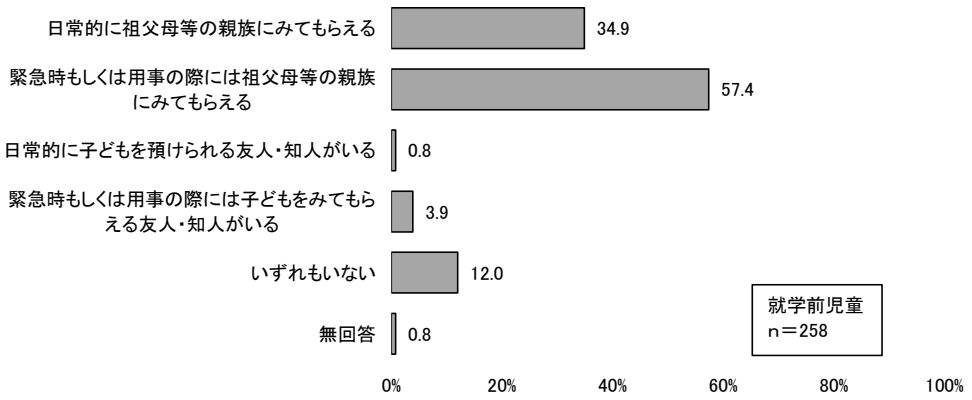

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

（３）子育てに関する相談者の状況

気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」（92.6%）が９割以上を占めています。

気軽に相談できる相手の状況をみると、「祖父母等の親族」（78.2%）が最も高く、次いで「友人や知人」（77.0%）、「保育士」（49.8%）となっています。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無

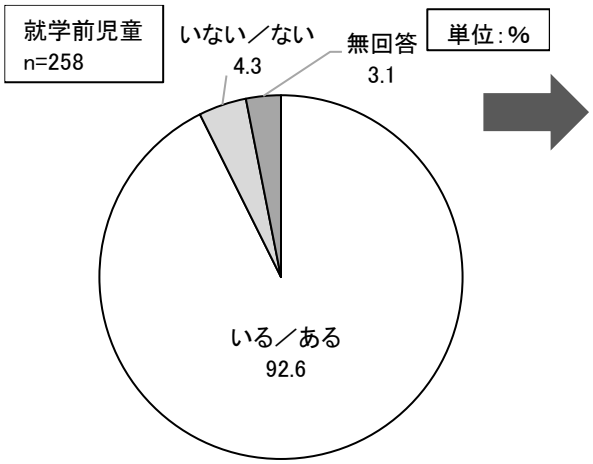

■ 気軽に相談できる相手

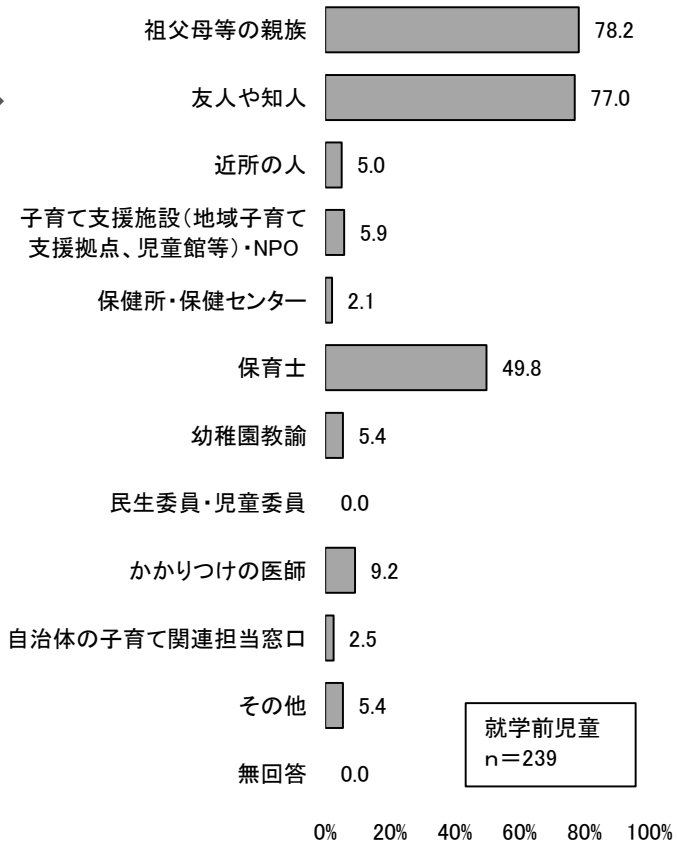

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

（４）世帯の生活状況

子育て世帯の生活の状況をみると、就学前児童・小学生ともに、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」（46.1%・55.9%）が最も高く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」（19.8%・15.1%）、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」（17.4%・11.8%）となっています。また、「赤字（「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の合計）は就学前児童が22.1%、小学生が19.2%となっています。

経済的な理由で、支払えなかったサービス・料金では、『あった』の就学前児童は「電話料金」「電気料金」（各2.3%）、小学生は「電話料金」（3.0%）、「電気料金」（2.7%）が高くなっています。

■ 家庭の家計の状況

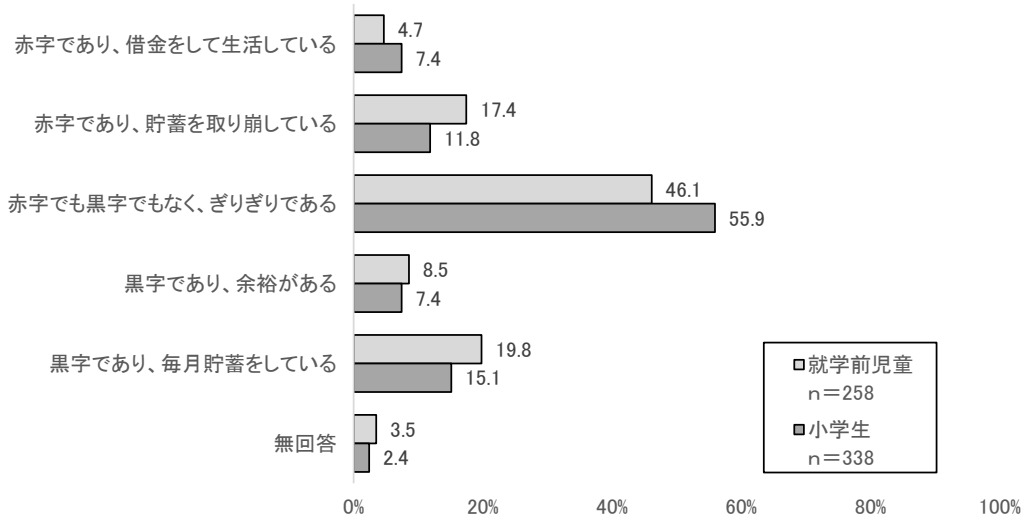

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

■ 経済的な理由で料金が支払えないこと状況

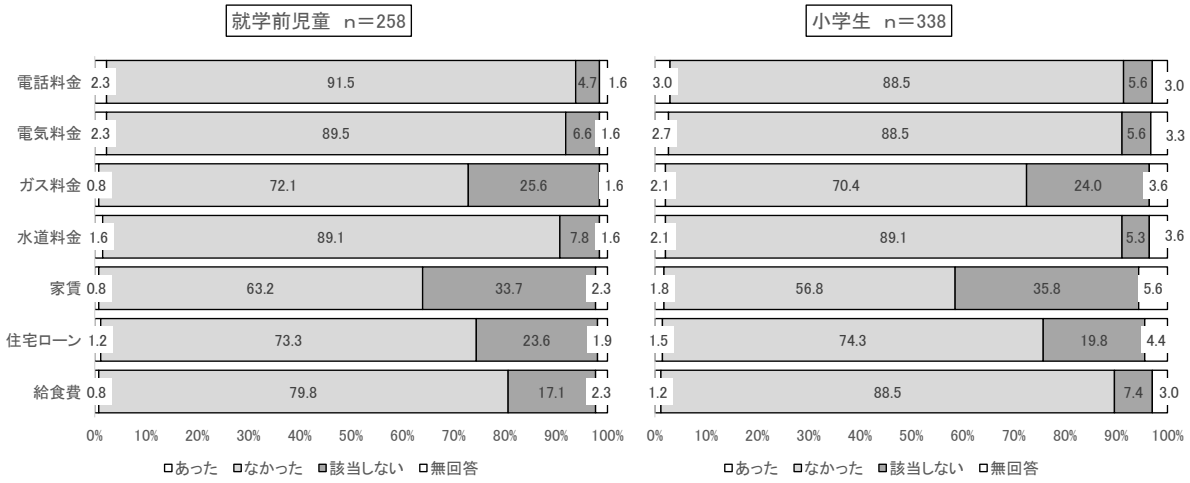

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

３　保護者の就労・育児休業制度利用の状況

（１）女性の就業率の推移

当町の女性の就業率は、20歳代では令和２年の率が平成27年を下回っている一方、30歳代以降ではほとんどの年齢階級で上回っている状況です。

なお、20歳代の就業率が低下した結果、いわゆるM字カーブ（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する線形）が見られなくなっています。

■ 女性の就業率の推移

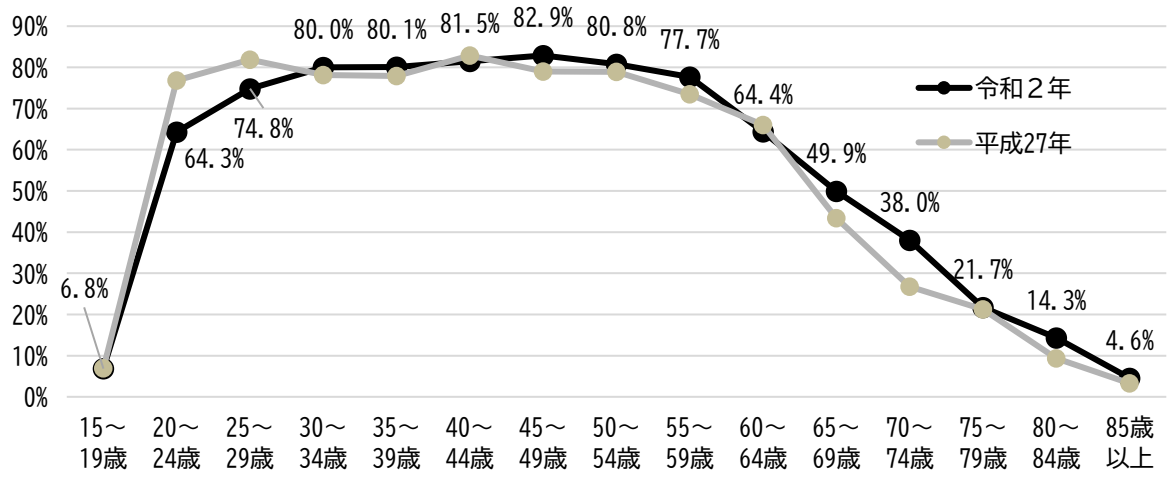

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

当町の女性の就業率は、30歳代以降はすべての年齢階級で青森県や全国を上回る水準となっています。

■ 女性の就業率の比較

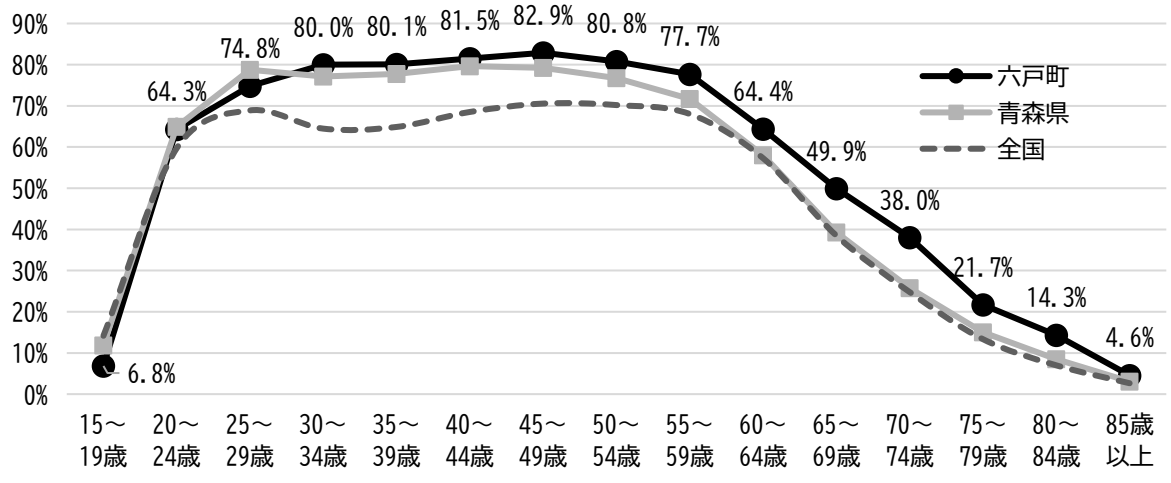

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

（２）母親の就労状況・就労意向

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している割合は、就学前児童が86.8%、小学生が84.7%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の割合は、就学前児童が10.4%、小学生が1.8%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では2.3ポイント、小学生では0.2ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では同割合、小学生では9.1ポイントで高くなっています。

■ 母親の就労状況

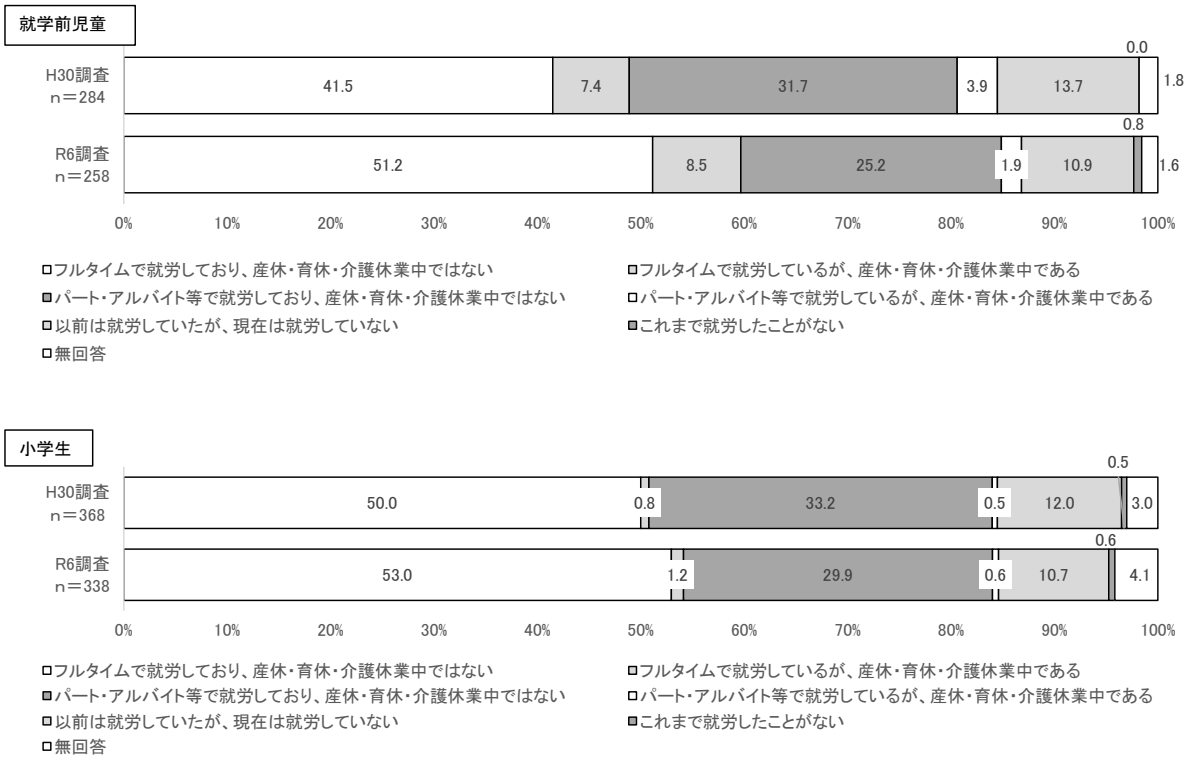

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、現在就労していないが今後の就労希望がある就学前児童の母親は66.7%、その内訳は「１年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」（26.7%）、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」(40.0%)、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」(66.7%)、「フルタイム」（25.0%）となっています。また、就労時期となる子どもの年齢としては「０～３歳」（75.0%）が最も高くなっています。

現在就労していないが今後の就労希望がある小学生の母親は57.9%、その内訳は「１年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」（23.7%）、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」（34.2%）、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」（61.5%）、「フルタイム」（23.1%）となっています。また、就労時期となる子どもの年齢としては「９～11歳」「12歳以上」（各33.3%）が最も高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労希望

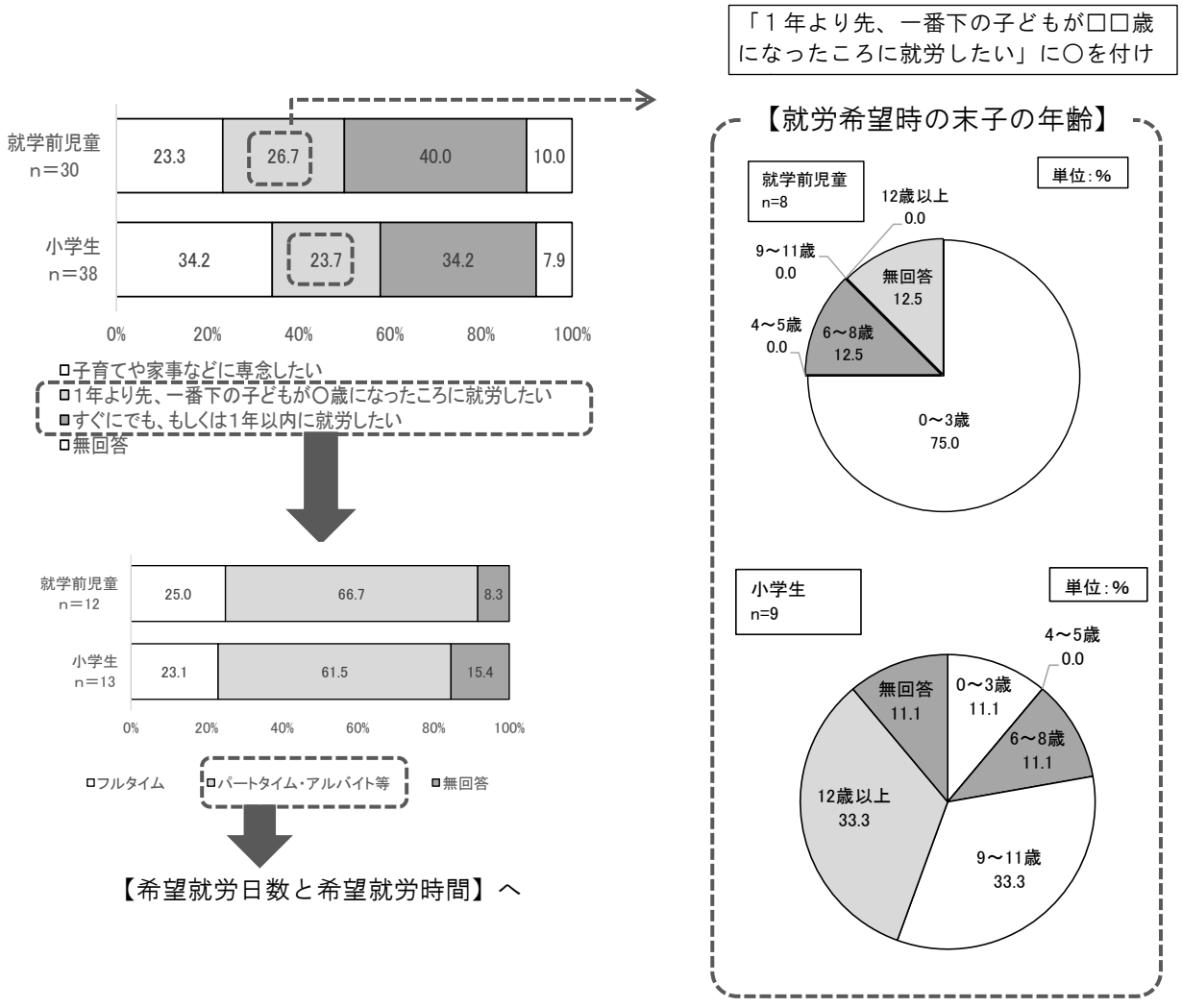

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

（３）育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は59.7%、一方父親は14.0%となり、父親が取得することの難しさが伺えます。

また、前回調査との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は前回調査（44.0%）より15.7ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

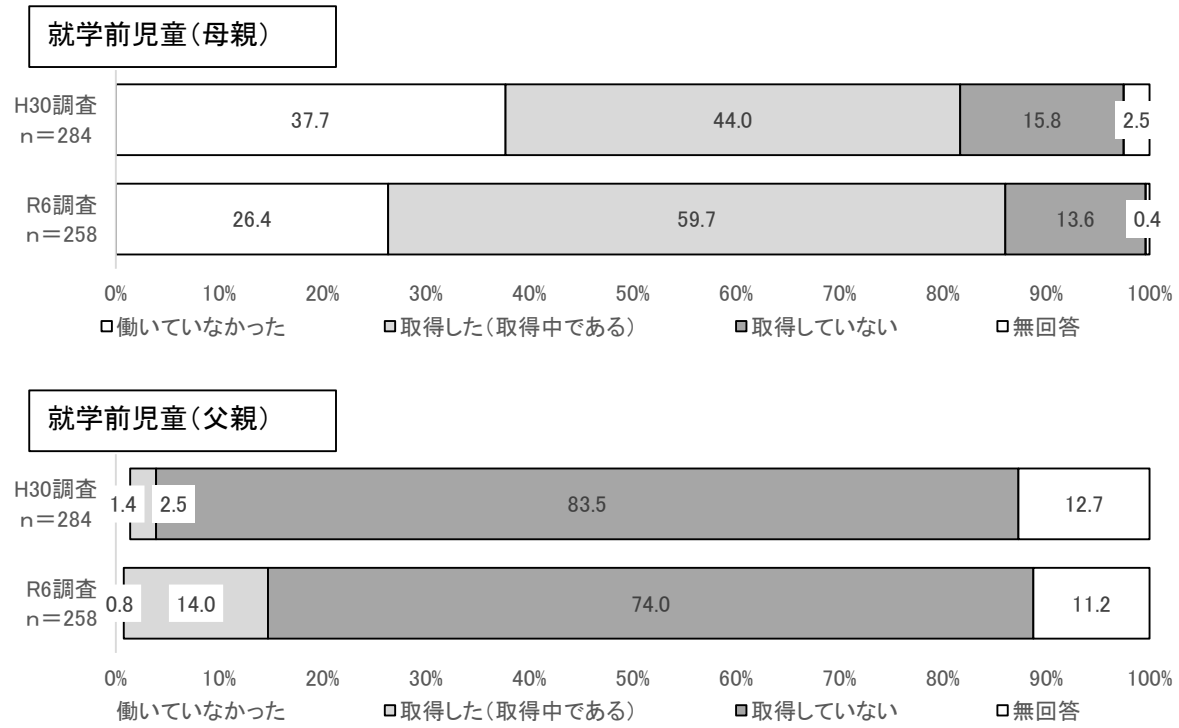

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

４　子育て支援事業の利用状況・利用意向等

（１）定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向

定期的な教育・保育事業を「利用者している」が91.9%となっています。

利用中の事業をみると、「認定こども園」（87.3%）が最も高く、次いで「認可保育所」（5.9%）となっています。一方、今後の利用希望では、現在実施していない事業もわずかですがあげられています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

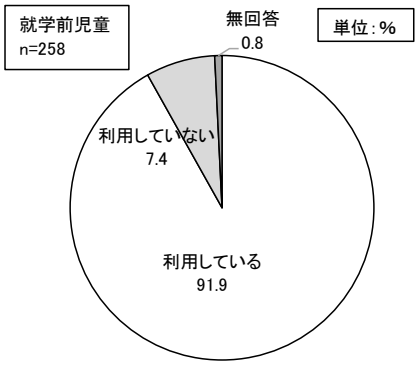

■ 定期的に利用している教育・保育事業

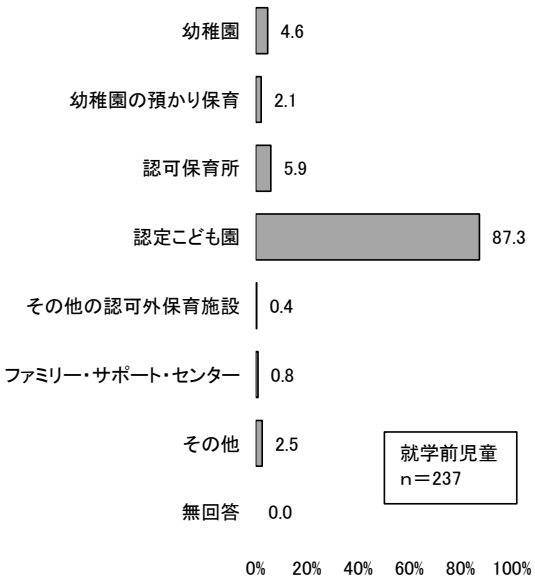

■ 利用を希望する教育・保育事業

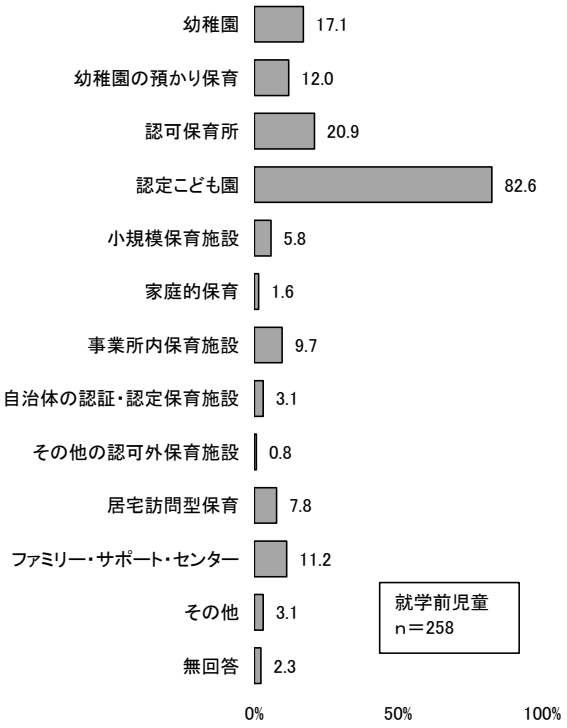

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

（2）子育て支援事業の周知度・利用状況・利用意向

子育て支援事業の周知度をみると、「子育ての総合相談窓口」（42.2%）、「教育相談センター・教育相談室」（35.7%）、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（34.1%）が上位を占めていますが、いずれも30～40%台と周知度は低くなっています。

利用したことがある事業は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（17.8%）となっています。

いずれの事業も今後の利用希望は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（45.0%）が最も高く、次いで「自治体発行の子育て支援情報誌」（39.1%）、「子育ての総合相談窓口」（33.7%）となっています。

■ 子育て支援事業の周知度・利用状況と今後の利用希望

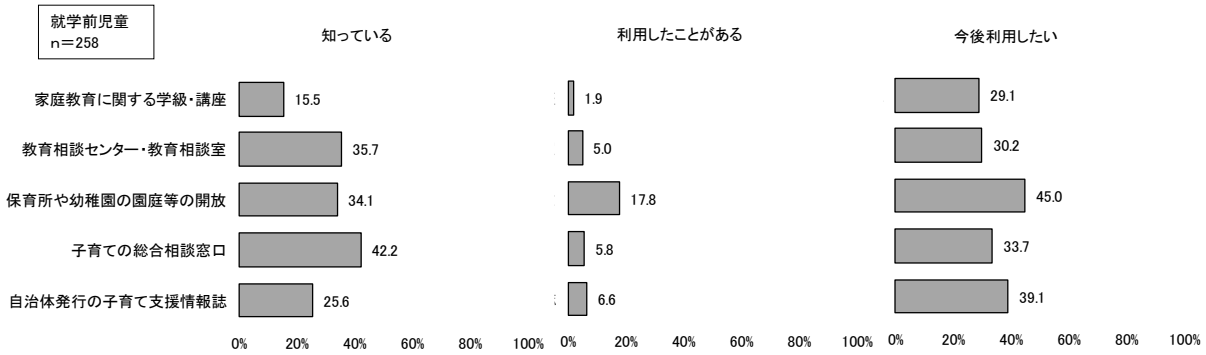

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

（3）一時保育事業の利用意向

一時保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が57.8%、「利用したい」が35.7%となっています。

「利用したい」目的は、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」（80.4%）、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」（65.2%）、「不定期の就労」（29.3%）の順となっています。

■ 一時保育事業の利用希望とその目的

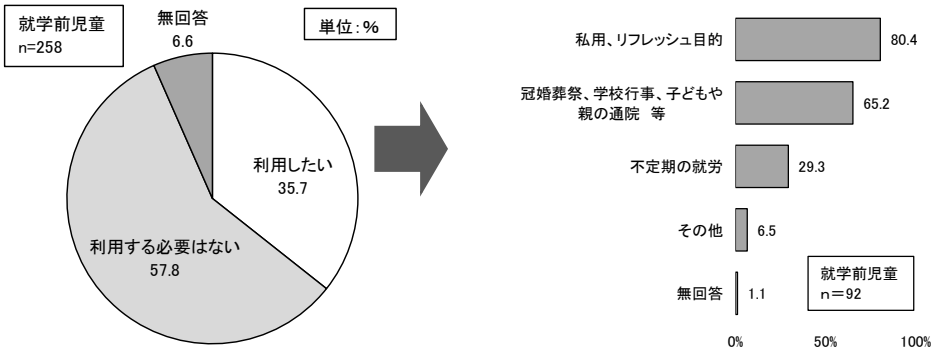

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

（４）平日の放課後の過ごし方の意向

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では、低学年が「放課後児童クラブ（学童保育）」（59.4%）、「児童館」（31.3%）、「自宅」（29.7%）の順となっています。高学年が「自宅」（65.6%）、「塾や習い事」（35.9%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（34.4%）の順となっています。

小学生では、低学年が「放課後児童クラブ（学童保育）」（52.6%）、「自宅」（49.8%）、「塾や習い事」（32.1%）の順となっています。高学年が「自宅」（71.9%）、「塾や習い事」（39.6%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（21.3%）の順となっています。

■ 放課後の過ごし方の希望

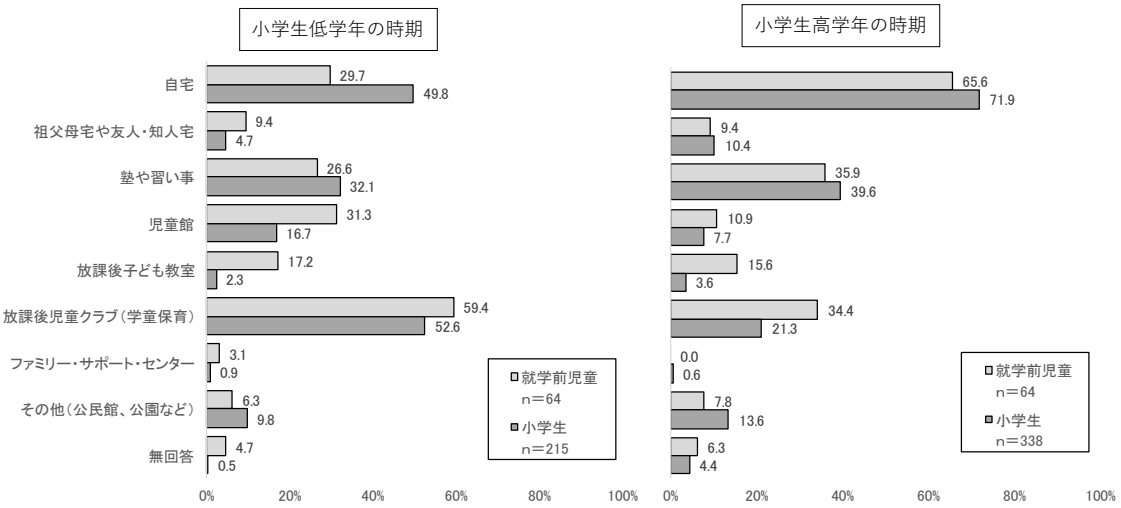

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

5　子育ての環境や支援への満足度等

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況をみると、就学前児童では「満足（「満足」と「やや満足」の合計）」（24.8%）、「不満（「やや不満」と「不満」の合計）」（26.7%）で「不満」が1.9ポイント上回っています。

一方、小学生は「満足（「満足」と「やや満足」の合計）」（22.2%）、「不満（「やや不満」と「不満」の合計）」（30.5%）で不満が8.3ポイント上回っています。

■ 居住地域における子育ての環境や支援への満足度

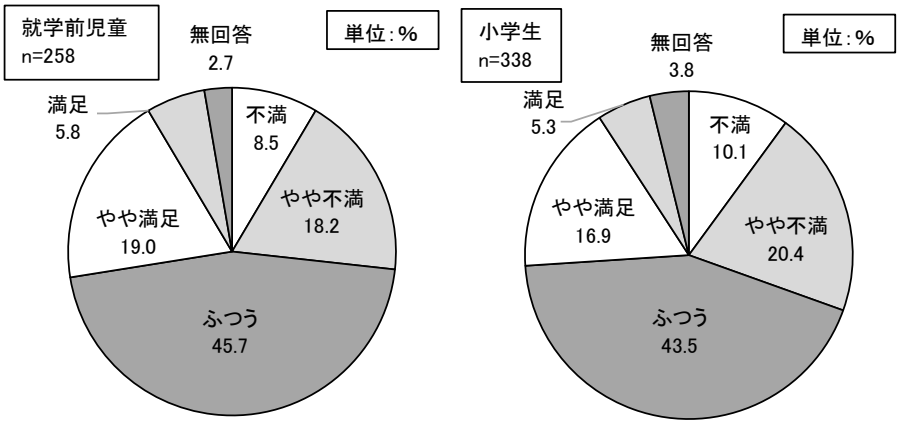

資料：六戸町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第３期）

６　施策の進捗評価

第二期計画は、８つの基本目標と23の取組施策、123事業により構成され、その結果として「目標は達成しているが、継続して実施していく」35事業（28%）、「概ね目標は達成しているが、目標達成を目指し実施していく」57事業（46%）、「目標達成に大きく届いていないため、継続していく必要がある」22事業（18%）、「目標と実情が乖離しているため、計画の見直しが必要」２事業（２%）、「計画したが、実施には至らなかった」７事業（６%）という進捗評価となりました。

■ 第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	A	B	C	D	E
計画全体	123	35	57	22	2	7
基本目標Ⅰ　地域における子育ての支援	31	7	15	3	1	5
(1)地域における子育て支援サービスの充実	10	2	5	0	1	2
(2)保育サービスの充実	6	5	1	0	0	0
(3)子育て支援ネットワークづくり	4	0	1	2	0	1
(4)児童の健全育成	11	0	8	1	0	2
基本目標Ⅱ　母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進	25	14	6	5	0	0
(1)子どもや母親の健康の確保	14	7	5	2	0	0
(2)食育の推進	6	6	0	0	0	0
(3)思春期保健対策の充実	2	0	1	1	0	0
(4)小児医療の充実	3	1	0	2	0	0
基本目標Ⅲ　子どもの心身の成長に資する教育環境の整備	25	7	13	3	1	1
(1)次世代の親の育成	3	1	1	1	0	0
(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	16	6	8	1	1	0
(3)家庭や地域の教育力の向上	3	0	2	1	0	0
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3	0	2	0	0	1
基本目標Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備	6	1	5	0	0	0
(1)良好な居住環境の確保	2	1	1	0	0	0
(2)安全な道路交通環境の整備	2	0	2	0	0	0
(3)安全・安心なまちづくりの推進等	2	0	2	0	0	0
基本目標Ⅴ　男女共同参画の推進	2	0	0	2	0	0
(1)男女共同参画の推進	2	0	0	2	0	0

施策名	事業数	A	B	C	D	E
基本目標Ⅵ　子どもの安全の確保	9	3	3	2	0	1
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	4	3	0	1	0	0
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	4	0	2	1	0	1
(3)被害に遭った子どもの保護の推進	1	0	1	0	0	0
基本目標Ⅶ　要保護児童へのきめ細かな取組の推進	22	3	13	6	0	0
(1)児童虐待防止対策の充実	7	0	5	2	0	0
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	8	1	5	2	0	0
(3)障がい児施策の充実	7	2	3	2	0	0
基本目標Ⅷ　若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	3	0	2	1	0	0
(1)多様な就労の場の確保と就労の支援	3	0	2	1	0	0

７　当町における子ども・子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第二期計画の施策進捗評価に基づき５つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題１　母子や子どもに対する切れ目のない支援体制の強化

当町では、母子保健事業として各種健康診査や健康教育、家庭訪問による支援、妊産婦や子どもの栄養相談などを実施しているほか、令和２年度から子育て世代包括支援センターを開設し、保健師等の専門職による妊娠・出産・子育て等に関する相談支援を実施しています。

一方、当町では、子育て世帯における核家族化が進行しており、ニーズ調査では、親族や知人などの子育ての協力者が「いずれもいない」という保護者は10%強（12.0%）です。

また、ニーズ調査では、「子育ての総合相談窓口」や「教育相談センター・教育相談室」といった相談窓口等の周知度が30～40%台にとどまっています。

全国的に虐待に関する相談件数が過去最多を更新する中、母子や子どもの孤立を防ぐとともに、不安や悩みを抱える保護者に対して、相談窓口の周知徹底とともに、出産から育児まで切れ目なく相談に対応するような支援体制の強化が求められます。

課題２　多様化するニーズに対応した教育・保育、子育て支援サービスの充実

ニーズ調査では、母親におけるフルタイム就労の割合の上昇が見られ、全国的な動向と同様に、今後もこの上昇の継続が見込まれる中、保育やその他両立支援の施策の必要度が増しています。

また、ニーズ調査では、就学前児童の約４割（35.7%）が一時保育事業の利用を希望する結果となっています。

さらに、令和８年度からは全国全ての自治体で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっていることへの対応や、障がい児や医療的ケア児、外国人児童への配慮や対応など、多様化するニーズに対応した教育・保育、子育て支援サービスの充実が求められます。

課題３　放課後等の安全・安心な居場所づくり

ニーズ調査では、放課後の過ごし方の希望として、低学年時期は「放課後児童クラブ（学童保育）」を希望する就学前児童の保護者が59.4%と、共働き家庭の増加を背景として、６割近くの保護者が当事業を希望する状況となっています。

今後も、放課後児童クラブ（学童保育）や放課後子ども教室をはじめ、子どもの成長に繋がる安全・安心な居場所づくりについて、保護者のニーズを反映しながら、さらに充実していくことが求められます。

課題４　子どもの健全育成のための取組の充実

当町では、幼児や学園生を対象とする様々な体験学習の取組とともに、豊かな人間性を育むための地域と学校が連携した取組など、子どもの健全育成のための取組を進めています。

今後も、自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、子ども一人ひとりの個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い教育を推進するとともに、地域や学校、認定こども園、民間団体、民間企業等と連携・協働し、子どもの年齢や発達の程度に応じた多様な体験・経験の機会の提供が求められます。

課題５　子どもの貧困の解消

当町では、子どもの貧困の解消に向けた対策として、関係機関や庁内の部署が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援や相談等を図っています。

ニーズ調査では、世帯の生活状況について「赤字（「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の合計）の家庭が２割前後（就学前児童の家庭22.1%、小学生の家庭19.2%）となっています。

また、ニーズ調査では、経済的な理由で支払えなかったサービス・料金が『あった』との回答が、就学前児童の家庭では「電話料金」と「電気料金」（各2.3%）、前期課程児童の家庭では「電話料金」（3.0%）と「電気料金」（2.7%）となっています。

今後も、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切り、貧困を解消するため、今後も関係機関や庁内の部署が連携して、困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、必要な支援の充実が求められます。

第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念等

本計画においては、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第二期計画の基本理念を継承します。

基本理念

豊かなこころが育つまちづくり

２　計画の基本目標

本計画では基本理念を実現するために、以下の８項目を基本目標として共生社会を目指すことを意識し、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に展開します。

基本目標Ⅰ　地域における子ども・子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、多様なニーズに応えるきめ細かな子ども・子育て支援を推進します。

基本目標Ⅱ　母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進

母子保健は、次の世代の人々を健やかに産み育てるための基礎となるものであり、子どもにとっては生涯を通じて健康的な生活を送るための第一歩です。安全な妊娠・出産から子どもの心身の健やかな発達の支援に向けた取組とともに、育児に不安や困難を感じている保護者への支援について、関係機関が連携し、早期に負担軽減を図ることができるよう適切な支援を実施します。

基本目標Ⅲ　子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもが心豊かに人を思いやる気持ちを持ち、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に付けられるよう、地域と連携した学校教育や体験学習の推進・充実を図ります。

基本目標Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備

当町で快適に暮らし、子育てしてもらえるよう、居住空間や公園、道路の環境などについて、子どもと親がともに安心して生活できる環境整備・改善に努めます。

基本目標Ⅴ　男女共同参画の推進

仕事と生活の調和を図り、男女が共に自己実現と社会参加を果たせる環境を整えるため、町民はもちろん企業に対して啓発するとともに、男女ともに多様な働き方が可能となるような職場環境づくりを推進します。

基本目標Ⅵ　子どもの安全の確保

犯罪被害、事故、災害等から子どもたちの生命を守るため、学校、家庭、地域が協力し、関係機関との連携のもと、事件・事故の防止対策や防災対策を推進します。

基本目標Ⅶ　要保護児童へのきめ細かな取組の推進

すべての子どもの権利と自由を守るため、関係機関が連携し、児童虐待防止対策やひとり親世帯の自立支援、障がい児施策を推進します。

基本目標Ⅷ　若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

若い世代の雇用と所得環境の安定とともに、仕事や結婚、出産、子育てなど、それぞれのキャリアやライフイベントに関する希望に応じて、若者を支える取組を推進します。

３　施策の体系図

≪基本理念≫

豊かなこころが育つまちづくり

- 基本目標Ⅰ　地域における子育ての支援
  - 取組施策１　相談支援体制の充実
  - 取組施策２　地域における子育て支援サービスの充実
  - 取組施策３　保育サービスの充実
  - 取組施策４　子育て支援ネットワークづくり
  - 取組施策５　児童の健全育成
- 基本目標Ⅱ　母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進
  - 取組施策１　子どもや母親の健康の確保
  - 取組施策２　食育の推進
  - 取組施策３　思春期保健対策の充実
  - 取組施策４　小児医療の充実
- 基本目標Ⅲ　子どもの心身の成長に資する教育環境の整備
  - 取組施策１　次世代の親の育成
  - 取組施策２　子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備
  - 取組施策３　家庭や地域の教育力の向上
  - 取組施策４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 基本目標Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備
  - 取組施策１　良好な居住環境の確保
  - 取組施策２　安全な道路交通環境の整備
  - 取組施策３　安全・安心なまちづくりの推進等
- 基本目標Ⅴ　男女共同参画の推進
  - 取組施策１　男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅵ　子どもの安全の確保
  - 取組施策１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進
  - 取組施策２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
  - 取組施策３　被害に遭った子どもの保護の推進
- 基本目標Ⅶ　要保護児童へのきめ細かな取組の推進
  - 取組施策１　児童虐待防止対策の充実
  - 取組施策２　ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - 取組施策３　障がい児施策の充実
- 基本目標Ⅷ　若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり
  - 取組施策１　多様な就労の場の確保と就労の支援

第４章

子育てに関する施策の展開

第４章　子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が令和６年に一部改正され、有効期限が令和17年３月31日まで延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正されました。

当町では、この指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。

今般、第二期計画の期間満了に伴い、必要な見直しを行い、令和７年度からの５か年を期間とする本計画において、改正後の指針に基づく当町に必要な施策を盛り込みました。

なお、市町村の行動計画に関する改正事項は、行動計画に盛り込むべき事項について、主に国のこども大綱の「こども施策に関する重要事項」等を引用するというものであり、当町の現状と課題やこども大綱の方向性を踏まえつつ、必要な見直しを行いました。

また、第二期計画に基づく関連事業について、その進捗評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行いました。事業の評価ランクは、以下の通りです。

◆ 各施策の評価指標※ ◆

「Ａ」：目標は達成しているが、継続して実施していく
「Ｂ」：概ね目標は達成しているが、目標達成を目指し実施していく
「Ｃ」：目標達成に大きく届いていないため、継続していく必要がある
「Ｄ」：目標と実情が乖離しているため、計画の見直しが必要である
「Ｅ」：計画したが、実施には至らなかった

基本目標Ⅰ　地域における子育ての支援

取組施策１　相談支援体制の充実

現状と課題

○子どものいる家庭の核家族化が急速に進行しているほか、コロナ禍による影響等による社会環境の変化に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育力や地域における子育て力の低下が懸念され、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要があります。

○当町では、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、役場の担当窓口などにおいて、保健師や助産師等の専門スタッフが妊娠や出産、育児に関する相談に対応し､子育て家庭の支援を行っています｡年々相談内容が多様化していることから、関係機関との連携強化が求められます。

今後の方策

①こども家庭センター事業	担当課：福祉課	新規
☆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制のさらなる充実を図るため、子どもや子育てに関わる全ての人から、相談を受け付けており、幅広いニーズに対応できるよう、必要な情報やサービスを提供し、必要な支援へつなげていきます。 ★子育て世代包括支援センターについて、その機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を第３期計画期間中に設置します。		
②地域子育て支援センター事業	担当課：福祉課	評価：B
☆子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業です。 ★町内の３施設で実施していることから、概ね保護者のニーズを満たしています。 ★「こども家庭センター」と連絡調整を行いつつ、住民に対して子育て支援に関する情報提供に努めます。		
③子育て相談（保育園）	担当課：福祉課	評価：B
☆認定こども園において、子育て相談や情報を提供する事業です。 ★各認定こども園において個別に実施している状況です。 ★専用相談室を設置するなど、推進を図っていきます。		
④児童家庭相談	担当課：福祉課	評価：B
☆家庭における育児相談を電話、家庭訪問等により実施する事業です。 ★年々相談内容が多様化しているものの、その都度関係機関と連携をとりながら対応しています。 ★今後も関係機関との連携強化を図り、推進していきます。		

⑤情報提供・相談・助言、サービス利用調整等の充実	担当課：福祉課	評価：B
☆子育て支援事業や助成制度等が利用できるよう、情報の提供や相談・助言をするとともに、利用のあっせん、調整・要請等を実施する事業です。 ★町ホームページや施設を通して、保護者に子育て支援事業や助成制度等の情報を随時提供しています。また、定員を超えた保育園等への入園に関し、保護者が希望する施設に入園できるよう、調整等に努めました。 ★今後も継続して推進を図ります。		

取組施策２　地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

〇子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化しており、共働き家庭の増加等に対応するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や休日保育事業、幼稚園における預かり保育事業などの充実を図っています。

〇子育て支援ショートステイ事業は、町内での実施はありません。さらに、利用問い合わせもないことから、ニーズの把握もできていないため、今後はニーズの把握が必要となります。

〇令和８年度から全国全ての市町村で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっているなど、保護者の就労の有無に関わらず、子どもや子育て家庭を支援する取組の充実が求められている状況です。

今後の方策

①乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	担当課：福祉課	新規
☆保育所等において、満３歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。 ★令和８年度より、０歳６か月から満３歳未満の未就園児を対象に、月の一定時間、園等で保育を行う事業を新たに実施します。		
②一時預かり事業	担当課：福祉課	新規
☆私的理由により一時的に保育が必要となる児童を、必要に応じて一時的に保育を行う事業です。 ★本事業は町内５施設で実施しています。 ★ニーズに応じて保育の実施を推進する必要があります。		
③休日保育事業	担当課：福祉課	評価：A
☆休日に仕事をもっている保護者に対して、日曜日及び祝日に認定こども園を開所する事業です。 ★本事業は町内４施設のうち２施設で実施しています。 ★他の施設においても、ニーズに応じて保育の実施を推進する必要があります。		

④病後児保育事業	担当課：福祉課	評価：D
☆適当な施設の専用スペース等において、病気回復期にある児童を一時的に預かる事業です。 ★本事業は１施設で自主事業により実施中ですが、町の支援はない状況です。 ★保育を必要とする児童は、町外の病児・病後児保育を利用しており、非常に高いニーズにもかかわらず町の対応が追い付いていない状況です。 ★今後の町内での実施も含め、検討を進めていきます。		
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）	担当課：福祉課	評価：E
☆保護者が疾病その他の社会的な事由によって、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育する事業です。 ★現在、町内では実施されていません。 ★ショートステイを必要とする問い合わせ等もないものの、ニーズを把握し、必要があれば実施していきます。		
⑥放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	担当課：福祉課	評価：A
☆放課後に保護者のいない家庭の就学児童に対する健全育成事業です。 ★本事業は町内３か所にて「なかよし会」を運営し、定員の見直しを行い、利用者の増加に対応してきましたが、４％程度待機児童が発生している状況です。 ★今後も継続して事業の拡充を図っていきます。		
⑦ファミリー・サポート・センターの設置（検討）	担当課：福祉課	評価：E
☆乳幼児や小学生・学園生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 ★ニーズは把握しているものの、実施はしていません。 ★近隣市町村と併せた事業として実施できるよう検討を進めてきましたが、実現には至っていない状況です。		
⑧子育てサークル支援事業	担当課：福祉課	評価：B
☆地域子育て支援センター等の施設で子育て中の保護者が気軽に交流し合い子育てに関する情報を交換する集いであり、子育てサークルへの支援を行う事業です。 ★平成30年度から町が実施する子育て支援教室を地域子育て支援センターと共同で開催しています。 ★今後も支援の拡充を図っていきます。		

取組施策３　保育サービスの充実

現状と課題

○当町では、親の就業などにより家庭における保育が難しい場合、認定こども園で保育を必要とする児童を受け入れており、令和６年度現在、待機児童はいない状況です。

○令和６年４月１日時点で、２号認定（保育の必要性の認定を受けた３～５歳の就学前児童）が175人、３号認定（保育の必要性の認定を受けた３歳未満の就学前児童）が132人、計307人となっており、０～５歳人口（令和６年３月末時点443人）の69.3%となっています。

○今後も待機児童を出さないための入所定員数の弾力化、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育、一時保育など、多様な保育サービスを提供する環境整備が求められています。

○サービスの質的向上を図るため、保育士等に対する研修を充実させて専門的な能力を高めたり、障がい児保育の充実を図るなど、子どもの発達に応じた適切な指導に結びつけていくことが重要です。町としても、保育や認定こども園に関する情報提供の充実を図り、必要な世帯の保育サービスの利用をバックアップする適切な対応が求められます。

今後の方策

①通常保育事業	担当課：福祉課	評価：A
☆認定こども園への受入体制の整備を行う事業です。 ★認定こども園４園で実施します。 ★障がい等の有無や医療的ケアの必要性に関わらず、全てのこどもが共に成長できるよう、園での受け入れ体制の整備に努めます。 ★保育士不足の解消など、受入体制の整備を図ります。		
②時間外保育事業（延長保育事業）	担当課：福祉課	評価：A
☆認定こども園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。 ★町内すべての施設が延長保育を実施しています。また、利用したくても利用できないケースも発生していないため、概ね保護者のニーズを満たしています。 ★今後も継続して実施していきます。		
③乳児保育事業	担当課：福祉課	評価：A
☆産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための０歳児からの保育事業です。 ★産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に事業を利用できるよう、情報提供や相談支援を行います。 ★保育士不足の解消など、受入体制の整備を図ります。		
④休日保育事業【再掲】	担当課：福祉課	評価：A
☆休日に仕事をもっている保護者に対して、日曜日及び祝日に認定こども園を開所する事業です。 ★本事業は町内４施設のうち２施設で実施しています。 ★他の施設においても、ニーズに応じて保育の実施を推進する必要があります。		

⑤保育園地域活動事業	担当課：福祉課	評価：B
☆認定こども園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業です。 ★各施設において、園のイベントに地域の高齢者を招いて児童と餅つきを行うなど、地域との結びつきを深める事業を行っています。 ★今後も継続して推進を図ります。		

取組施策４　子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

○障がいや医療的ケアへの対応、貧困家庭への対応など、子ども・子育て支援に関わる課題が複合化・複雑化する中、保健・医療・福祉・教育等が連携した体制、地域ネットワークの重要度が増しています。

○公的機関だけでなく、民間も含めたさまざまな担い手との協働のもと、子ども・子育て支援に取り組む必要があることから、子育てサークルや子育て支援団体などの自主的なネットワークを形成していくことも望まれます。

○当町では、子育て支援センターが核となり、保健師、民生委員・児童委員などが子育てサークルの育成や活動を支援し、母親同士の交流や情報交換、相談の場を提供しています。

○今後も、子どもを育てる親同士の交流の意義を伝え、各地区の保護者が地域の子育て支援活動や親子交流事業などへ頻回に参加できるよう、啓発が求められます。

○ファミリー・サポート・センターの設置については、十和田湖定住自立圏での合同実施が検討されたこともありますが、現状は未設置の状況です。課題として会員数100人以上等の条件があるため、複数市町村での合同設置や近隣市町村への委託などの検討も進めていく必要があります。

今後の方策

①子育て支援ネットワークの整備	担当課：福祉課	評価：C
☆きめ細かな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上のため、子育て支援サービス等の地域ネットワークの整備を行う事業です。 ★子育て支援センターの活動支援を行っています。また、乳幼児健診を通して、母子保健推進員の紹介や同じ地域の保護者同士がつながることができるよう支援を行っています。 ★今後は地域ネットワークの構築に向け推進します。		
②地域全体での子育てに関する啓発	担当課：福祉課	評価：C
☆地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識の啓発を図る事業です。 ★出生数が地区ごとに大きな差があるため、地域住民の子育てに関する意識の啓発は十分でない状況です。 ★地域差のない子育てに関する意識の啓発を目指します。		

③子育てサークル支援事業【再掲】	担当課：福祉課	評価：B
☆地域子育て支援センター等の施設で子育て中の保護者が気軽に交流し合い子育てに関する情報を交換する集いであり、子育てサークルへの支援を行う事業です。 ★平成30年度から町が実施する子育て支援教室を地域子育て支援センターと共同で開催しています。 ★今後も支援の拡充を図っていきます。		

取組施策４　児童の健全育成

現状と課題

○学校から帰っても家庭に保護者がいない小学生に、放課後等を安全に過ごすことのできる居場所の確保が必要なことから､町内３か所にて放課後児童クラブ｢なかよし会」を運営しています。令和６年度現在、待機児童が４％程度発生しています。

○当町では、地域学校協働活動推進事業を通じて、放課後子ども教室も実施しており、地域住民との交流等世代間交流の場を確保しています。

○当町では、町内補導活動や夜間巡回により問題の早期発見、未然防止に努めるとともに啓蒙活動を実施し、子どもたちを地域でサポートしていくネットワークづくりに努めています。

○今後は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・交流とともに、児童の健全育成に向けて、そして幼児と小後期課程生徒・学園生、高校生、さらには高齢者をはじめとする地域の人々が世代を超えてふれあえる交流の機会が求められます。

○情報化の進展等に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや非行、ひきこもり、インターネット依存などの問題が生じており、学校、社会、地域が協働し、青少年の健全育成のための長期的な視野に立った取組を進める必要があります。

○子どもたちが本に親しみ、優れた知性と豊かな感性を身につけることができるよう、引き続き読書環境の充実を図っていくとともに、各関係図書館との連携強化を進めていく必要があります。

今後の方策

①放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）【再掲】	担当課：福祉課	評価：B
☆放課後に保護者のいない家庭の就学児童に対する健全育成事業です。 ★本事業は町内３か所にて「なかよし会」を運営し、定員の見直しを行い、利用者の増加に対応してきましたが、４％程度待機児童が発生している状況です。 ★今後も継続して事業の拡充を図っていきます。		

②放課後子ども教室推進事業	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆放課後や週末等に就学の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を推進し、地域コミュニティーの充実を図る事業です。 ★放課後子ども教室として子どもたちにスポーツや文化活動の体験、地域住民との交流等を推進しています。 ★放課後児童クラブとの連携又は一体的な事業展開については、今後、運営委員会等を最大限に活用しながら実施に向けて検討していきます。		
③児童手当支給	担当課：福祉課	評価：B
☆「児童手当法」に基づき、家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童を養育している方に手当を支給する事業です。 ★広報等による周知、転入出・出生時の各課との連携により漏れなく受給資格者へ支給ができています。 ★今後も継続して推進を図ります。		
④学校、社会、地域の連携した青少年事業	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子ども会、自治会等の関係機関との連携の強化を図り、青少年事業の取組の推進を図る事業です。 ★関係機関との連携を図り強化しています。 ★今後も継続して連携強化等の推進を図ります。		
⑤町内巡回活動	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆町内補導活動等により、青少年等の問題行動の早期発見及び未然防止を図る活動です。 ★町内補導活動やイベント時の夜間巡回をすることにより、問題行動の早期発見及び未然防止に努めました。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑥社会を明るくする運動	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会を通して、犯罪・非行のない地域社会づくりを目指す活動です。 ★定期的に六戸学園に出向いてのあいさつ運動や標語による啓蒙活動を実施しています。 ★今後も運動を推進していきます。		
⑦青少年健全育成	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆青少年の健全育成を図るため、地区ごとに組織された青少年健全育成会の活動を推進する事業です。 ★青少年の健全育成を図るために関係団体と協力して推進を図っています。 ★今後も継続して推進を図ります。		
⑧青少年環境浄化活動	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆有害図書類調査、自販機等の立ち入り調査をする事業です。 ★有害図書類調査等を実施しています。 ★今後も継続して推進を図ります。		
⑨読み聞かせボランティア養成講座の開催	担当課：教育課（図書館）	評価：E
☆未経験者を対象とした、外部講師によるボランティア養成講座を開催する事業です。 ★現在は未実施ですが、今後開催していく予定です。		

⑩読み聞かせボランティア研修の開催	担当課：教育課（図書館）	評価：E
☆経験者を対象とした、図書館司書によるボランティア研修講座を開催する事業です。 ★現在は未実施ですが、今後開催していく予定です。		
⑪学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	担当課：教育課（図書館）	評価：C
☆学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実などの整備を図る事業です。 ★学校図書館と公共図書館との連携により、図書の内容充実などの整備を行ったものの、図書標準充足率を達成していない学校があります。 ★今後は充足率の達成も含め、児童・生徒が学校図書館を利用しやすい環境を整え、読書習慣が身につくことで、読解力の向上、学力向上を目指します。		

基本目標Ⅱ　母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進

取組施策１　子どもや母親の健康の確保

現状と課題

○少子化の進行や出産年齢の上昇、妊産婦のメンタルヘルスや子どもたちの食生活等生活習慣に関する課題など、母子や子どもなど成育過程にある者等を取り巻く環境が変化しています。

○当町では、妊婦に対し母子手帳を交付し、保健指導・健康相談を実施するとともに、医療機関における健診受診の助成も行っています。また、妊娠・出産・育児期間で母子が孤立しないよう、子育て支援教室を開催し、妊婦やその家族等が専門職の話を聞きながら参加者同士の交流の充実を図っています。

○誰もが安心・安全な子育て環境を整える事ができるよう、知識の普及や子育てに関する情報の提供、メンタルヘルスに関する取組など、産前産後の支援の充実を図るとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、幅広いニーズに対応できる助言や指導を行っていく必要があります。

○各種健康診査や予防接種を通じて、母子の健康状態の把握・乳幼児の健やかな発達の確保に努めていますが、受診率が100%に届かない健診もあることから、母子保健事業を総合的かつ継続的に推進する体制を強化するとともに、切れ目のない健診の実施体制を整備し、事業の充実を図っていく必要があります。

今後の方策

①こども家庭センター事業【再掲】	担当課：福祉課	新規
☆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制のさらなる充実を図るため、こどもや子育てに関わる全ての人から、相談を受け付けており、幅広いニーズに対応できるよう、必要な情報やサービスを提供し、必要な支援へつなげていきます。 ★子育て世代包括支援センターについて、その機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を第３期計画期間中に設置します。		
②母子健康手帳の交付・妊婦相談等	担当課：福祉課	評価：A
☆妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記載できる手帳の交付、及び保健サービスの情報提供と妊婦相談・指導を行います。 ★全妊婦に対して母子手帳を交付し、保健指導、健康相談を実施しています。 ★全妊婦に対して救急時対応に備えた消防署への情報共有についてや、ハイリスク妊産婦アクセス事業、新生児聴覚検査の助成等についても情報提供を実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		

③妊婦等包括相談支援事業	担当課：福祉課	新規
☆全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。 ☆ハイリスク妊産婦やフォローアップが必要な乳幼児のために、周産期病院との連携強化に努め必要な支援を検討します。 ★面談は、①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施する予定です。		
④妊婦一般健康診査	担当課：福祉課	評価：A
☆妊婦を対象とした医療機関における健康診査の受診を(一部)助成します。 ★全ての妊婦の健診受診について助成しました。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑤産婦健康診査	担当課：福祉課	新規
☆産婦を対象とした医療機関における健康診査の受診を一部助成する事業です。 ★２週間健診と1か月健診における、すべての産婦の健診受診について助成します。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑥乳児一般健康診査	担当課：福祉課	評価：A
☆１か月児を対象とした医療機関における健康診査の受診を助成する事業です。 ★すべての乳児の健診受診について助成しました。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑦産後ケア事業	担当課：福祉課	新規
☆出産後1年以内の母子に対して心身のケアや授乳指導、育児相談等の育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。 ★相談の内容により、保健師や管理栄養士などの専門職が実施します。 ★近隣地域の医療機関、助産院等に事業を委託し、実施します。		
⑧新生児訪問	担当課：福祉課	評価：B
☆生後28日までの新生児の家庭を訪問(里帰りの場合は60日以内)し、新生児の身体測定や発達チェック、育児相談、母親の状態の確認等を行う事業です。 ★里帰り出産等で訪問が困難な新生児については、里帰り終了後の乳児訪問や、里帰り先への訪問依頼を行い、すべての乳児に対する訪問指導を実施しました。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑨乳児家庭全戸訪問事業	担当課：福祉課	評価：A
☆生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を対象に、育児不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報を訪問し提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供していく事業です。 ★生後４か月以内のすべての乳児への訪問を行います。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑩乳幼児相談	担当課：福祉課	評価：A
☆乳幼児とその親を対象とし、子育て相談を行う事業です。 ★随時、相談対応しています。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑪子育て支援教室	担当課：福祉課	評価：C
☆妊娠・出産・育児について、保健師・栄養士等の話を聞きながら妊婦同士の交流の充実を図る事業です。 ★妊婦とその夫や家族を対象とした「子育て支援教室」として実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		

⑫４か月児・12 か月児健康診査	担当課：福祉課	評価：B
☆４か月児・12か月児を対象とした集団健康診査を実施する事業です。 ★令和２年度から令和５年度までの受診率は平均98%でした。 ★受診率100%を目標に推進していきます。		
⑬１歳６か月児健康診査	担当課：福祉課	評価：B
☆１歳６か月～１歳８か月の幼児を対象とした集団健康診査を実施する事業です。 ★令和２年度から令和５年度までの受診率は平均97%でした。 ★発達に心配がある場合や精密検査が必要と思われる児に対して、後日発達相談日を案内し実施しています。 ★受診率100%を目標に推進していきます。		
⑭３歳児健康診査	担当課：福祉課	評価：B
☆３歳５か月～３歳７か月の幼児を対象とした集団健康診査を実施する事業です。 ★令和２年度から令和５年度までの受診率は平均98%でした。 ★発達に心配がある場合や精密検査が必要と思われる児に対して、後日発達相談日を案内し実施しています。 ★受診率100%を目標に推進していきます。		
⑮５歳児健康診査	担当課：福祉課	評価：B
☆５歳に達する幼児を対象とした集団健康診査を実施する事業です。 ★令和２年度から令和５年度までの受診率は平均95%でした。 ★就学に向け発達に心配がある児に対して、後日事後相談日を案内し実施しています。 ★受診率100%を目標に推進していきます。		
⑯事故防止啓発	担当課：福祉課	評価：B
☆発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発を図る事業です。 ★乳幼児健診時に事故予防について説明しているものの、ベッドからの転落や遊びの中で受傷した乳幼児がいました。 ★今後も継続して事故防止啓発に努めます。		
⑰予防接種	担当課：福祉課	評価：C
☆「予防接種法」に基づく各ワクチンの接種を助成する事業です。 ★対象者へ漏れなく個別通知し、積極的な勧奨を行っているものの、接種率が95%（県目標）に達していない状況です。 ★接種率95%に向け、更なる取組を推進していきます。		

取組施策２　食育の推進

現状と課題

○当町では、学齢期の肥満児割合が県や全国に比べ高く、増加傾向にあることと、朝食摂取率が低下していることから生活リズムの乱れが懸念されます。乳幼児期に確立された食生活は、大人になってからの食生活に大きな影響を与えます。また、乳幼児期からの食習慣の乱れは、肥満ややせ、将来の生活習慣のリスクを高めます。これからの町の将来を担う存在として、子どもに対する食育については、塩分や糖分、脂肪の過剰摂取防止や野菜摂取推奨、そしてよく噛んで食べるなど望ましい生活習慣やマナーの習得、家族との団欒など、子どもの人格形成に資する部分も大きく、離乳食から始まる子どもの成長にあった食育の取組が重要です。さらに、子どもに望ましい食習慣を身につけさせることは、次代の親への教育であるという視点から、学校・家庭・地域が連携して、食環境の改善に努め、健全な食生活を実践できるように、食育に取り組んでいく必要があります。

○当町では、妊産婦から乳幼児期までの食育について、母子健康手帳交付時や各種健康診査時の健康・栄養相談や、孫育て・子育て支援教室、訪問指導などの機会に、保健指導の一環として取り入れているほか、離乳食や正しい食事の摂取、望ましい食習慣についての啓発活動を推進しています。

○思春期までの児童生徒に対しては、調和のとれた人間性や健康な体の基礎となる食の大切さを広めていく観点から、学校給食での地産地消への取組のほか、学校訪問やバイキング給食を実施することで、発達段階に応じた食に関する情報や学習機会の提供を図っており、子どもの心と身体の健康づくりを推進しています。

○今後も、子どもたちが安全で体に良い食を選ぶ力を身に付け、食を通じて心身ともに健康な体をつくるため、食育推進計画を含む「健康ろくのへ２１（第２次）」に基づき、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育を推進する必要があります。

今後の方策

①母子健康手帳交付時の面接（健康相談）	担当課：福祉課	評価：A
☆食事バランスガイド等を活用し、母性の健康の確保を図るため、妊娠前後からの適切な食生活と食に関する学習の機会・情報提供を行う活動です。 ★全妊婦に対し、母子手帳交付時に栄養に関する指導も実施しています。また、妊婦から相談があった場合等、必要時には管理栄養士による専門的な指導も実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		

②４か月児・12 か月児における栄養相談	担当課：福祉課	評価：A
☆集団健康診査時に、離乳食に関することや食に関する学習機会や情報提供を行う活動です。 ★管理栄養士による集団指導を実施しています。また、離乳食や食物アレルギー等に関する相談に対して、管理栄養士による個別相談を実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		
③１歳６か月児における栄養相談	担当課：福祉課	評価：A
☆集団健康診査時に、望ましい食習慣の啓発、食に関する学習機会や情報提供を行う活動です。 ★管理栄養士による集団指導を実施しています。また、体重過多や不足、離乳食や食物アレルギー等に関する相談に対して、管理栄養士による個別相談を実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		
④３歳児における栄養相談	担当課：福祉課	評価：A
☆集団健康診査時に、望ましい食習慣の啓発、食に関する学習機会や情報提供を行う活動です。 ★管理栄養士による集団指導を実施しています。また、体重過多や不足、幼児食や食物アレルギー等に関する相談に対して、管理栄養士による個別相談を実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑤健やかな体の育成食育事業	担当課：教育課（学校）	評価：A
☆給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行う事業です。 ★食に関する指導のための学校訪問やバイキング給食を実施し、食に関する知識を深めています。また、十和田市等と共同で学校給食地産地消促進会議を立ち上げ、地産地消への取組も進めています。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑥食生活改善推進員による食育活動	担当課：福祉課	評価：A
☆望ましい食習慣の啓発とともに、食に関する学習機会や情報提供を行う事業です。 ★幼児健診でのだし活・手作りおやつの提供、前期課程児童では、おやこ食育教室、就学前児童を対象としたこどもクッキング、子育てに関わる方を対象としたこそだてカフェを通じ、子どもと保護者に対して正しい食習慣の啓発を行っています。 ★メイプルタウンフェスタ等のイベントへの出展、SNSや広報誌等を利用し食育活動を発信しています。 ★地産地消レシピの開発や食生活改善リーフレットの作成・配布を実施し、望ましい食習慣の普及啓発活動を実施しています。 ★今後も事業の推進を図ります。		

取組施策３　思春期保健対策の充実

現状と課題

○子どもの成長過程において思春期は子どもから大人になる転換期であり、人として人間的に成長し、次代の親になるという観点からも鍵となるライフステージで、この時期に心身の変化や生命の大切さを知ることは、自分や相手を大切に考えられるようになり、生涯にわたり、自分の命や健康を守ることにもつながります。

○当町では、思春期の健康問題等に関する正しい知識の啓発等を実施し、思春期における心身ともに健康的な人づくりに努めており、引き続き、家庭が中心となる子育て・子育ちに対して、専門職と地域が協働し積極的に関わり、支援していくことが求められます。

○町内の全中学校で、喫煙や飲酒、薬物乱用を防ぐための教育指導、及び性の問題や男女交際・生命の尊重等の教育指導を行っており、今後も関係機関が連携し、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に取り組んでいく必要があります。

今後の方策

①思春期教室	担当課：福祉課	評価：B
☆思春期の健康問題に関する正しい知識の啓発・普及を行う事業です。 ★年３回、後期課程生徒を対象に実施しています。 ★引き続き事業を継続していきます。		
②思春期保健相談	担当課：福祉課	評価：C
☆思春期の健康に関する電話相談を受ける事業です。 ★電話や窓口で思春期の健康に関する相談を受けた場合、必要であれば自宅や学校を訪問し、相談や助言指導を行っています。 ★今後も継続して実施していきます。		

取組施策４　小児医療の充実

現状と課題

○小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる社会基盤であり、疾病の診断や治療だけでなく、育児上の問題、家庭や学校における健康上の問題などについても解決が求められる子育て支援において重要な分野です。

○当町では、平成28年に病院を診療所へ機能転換したため救急医療も廃止となり、小児救急医療について現在町内では受け入れ困難な状況であり、また、町内に小児医療機関が少ないことから、県や近隣市町村及び関係機関との連携を強化し、範囲を一次医療圏から二次医療圏に拡大することで小児科の休日・夜間診療などの緊急医療体制を整え、入院治療に対応できる医療機関などを安定的に確保することが求められます。

○子どもが必要とする医療を受けやすくするため、小児医療に関する情報提供の充実とともに、医療費助成の充実が求められます。

今後の方策

①乳幼児医療費支給	担当課：福祉課	評価：A
☆乳幼児を対象とし、医療費を支給する事業です。 ★受給資格証等の通知・案内を円滑に行いました。 ★今後も継続して実施していきます。		
②子ども医療費助成	担当課：福祉課	新規
☆18歳（高等学校卒業年度末）までの子どもについて、医療費の一部負担金を助成です。 ★従来の15歳（中学校卒業年度末）までから、18歳に対象を拡大し実施します。		
③小児救急医療体制の整備	担当課：福祉課	評価：C
☆県や近隣の市町村、関係機関との連携のもとに、体制の整備を図る事業です。 ★当町には救急医療機関がないため、近隣の総合病院に依存している状態ですが、出生届出時に小児救急電話相談の電話番号について情報提供を行っています。 ★今後も事業の体制整備を図ります。		
④小児医療に関する情報提供	担当課：福祉課	評価：C
☆小児医療に関する情報提供の充実を図るとともに、各種医療費助成制度、小児救急医療体制等を活用できるよう周知を進める活動です。 ★新生児（乳児）訪問時、予防接種の説明の際に近隣の医療機関に関する情報提供を行っています。また、受診の目安や受診方法についても説明を行っています。 ★今後も継続して実施していきます。		

基本目標Ⅲ　子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

取組施策１　次代の親の育成

現状と課題

○今現在の子ども世代は、将来、自分の家庭を築き、子どもを産み育て、次代の町の担い手となる重要な存在です。一方、少子化が進行し、次代の親となる青年期や学童期に子どもとふれあう機会が年々少なくなってきており、そうした異年齢間のふれあいを通して、幼い子どもに対しての愛着や命の大切さなどを学ぶ体験の機会を充実させていくことが必要です。

○当町では、後期課程生徒等に対して、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、関係機関の協力を得て、乳幼児とふれあう機会を設けています。また、後期課程生徒の職場体験やポスター・チラシの掲示により、仕事に対しての意識や男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する場、情報を得る機会の充実を図っています。

○今後も、関係機関の協力を得て、年代に応じた教育や体験の機会を引き続き確保できるよう体制整備が求められます。

今後の方策

①職場体験	担当課：総務課・教育課（学校）	評価：B
☆後期課程期におけるさまざまな職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対しての意識の啓発を行う事業です。 ★職場見学や職場体験を随時実施しています。 ★今後も継続して実施していきます。		
②ふれあい体験学習	担当課：福祉課	評価：A
☆後期課程生徒と赤ちゃんがふれあうことのできる機会を提供する事業です。 ★毎年、町内保育施設の協力を得て、後期課程の生徒が赤ちゃんとふれあう体験学習を行っています。 ★体験する後期課程生徒からの評価も高いため、今後も継続して実施していきます。		
③男女協働の家庭のあり方の啓発	担当課：総務課	評価：C
☆男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携した効果的な取組の推進を図る事業です。 ★ポスター、チラシの掲示による啓発を行っています。 ★今後も事業の推進を図ります。		

取組施策２　子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

現状と課題

○当町では、「六戸町教育大綱」（令和３年４月）に基づき、次代を担う子どもたちが、生きる力を身につけ、世界の中で活躍できる人財として成長することができるよう、小中一貫教育の整備も視野に入れながら、学校教育の充実を図ることとしています。

○大綱の方針に基づき、令和７年４月に町内３つの小学校と２つの中学校を１つに再編し、小中一貫教育を行う９年制の義務教育学校「六戸学園」を新設します。目指す子ども像として「進んで学びよく考える六戸っ子（知）」「やさしく思いやりのある六戸っ子（徳）」「健康でたくましい六戸っ子（体）」を掲げており、国際理解教育の実施や外国語教育の充実、地域と連携したコミュニティ・スクールの推進をはじめ、子ども像の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

○いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題に対応するため、教育相談員や適応指導員を学校に配置し、子どものカウンセリングをはじめ親や教員の相談等に対する専門的な相談体制を強化するとともに、家庭や地域、関係機関とのネットワーク体制を構築し、情報を共有しており、今後も地域社会全体で支援する体制が求められます。

○幼児教育から学校教育へと指導体制などが円滑に移行できるよう懇談会を開催するなど情報交換を行い、認定こども園と義務教育学校の連携を図るとともに、関係課間においても情報交換を行い、協力体制を築いており、今後も関係機関の連携を強化し推進する必要があります。

今後の方策

①小中一貫教育の推進	担当課：教育課（学校指導室）	新規
☆「六戸学園」は、「義務教育学校」として一人の校長のもとで指導の一貫性、学びの系統性・連続性を強化した教育活動を展開する９年間を通して小後期課程生徒がともに学ぶ、新しい施設一体型小中一貫教育を行います。 ★９年間を通して全教職員が、子どもたちの「学び」と「育ち」に積極的にかかわり、充実させていきます。 ★９年間の学びと育ちをしっかりとつなぐため、子どもの発育・発達状況に応じた系統的な教育活動を行います。そのため、子どもたちの発達を考慮した「4-3-2」のステージ制を導入し、きめ細やかな指導の充実を図ります。		
②外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用	担当課：教育課（学校指導室）	評価：A
☆外国語指導助手（ＡＬＴ）の就学及び保育園・幼稚園への派遣を推進する事業です。 ★外国語指導助手（ＡＬＴ）の小・中学校及びこども園等への派遣を実施しました。 ★今後も生の英語に触れてもらい、国際的視野の広い子どもたちの育成につながるよう、事業の推進を図ります。		
③道徳教育の時間の確保	担当課：教育課（学校指導室）	評価：B
☆道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用により、道徳教育の充実を図る事業です。 ★教育内容の充実を図るため、指導方法や指導体制の工夫、改善を進めました。 ★今後も事業の推進を図ります。		

④運動部活動	担当課：教育課（学校）	評価：B
☆外部指導者の導入等による運動部活動の充実を図る事業です。 ★後期課程の部活動については、積極的に外部指導者を受入指導してもらうことで、運動部活動向上につなげています。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑤健やかな体の育成食育事業【再掲】	担当課：教育課（学校）	評価：A
☆給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行う事業です。 ★食に関する指導のための学校訪問やバイキング給食を実施し、食に関する知識を深めています。また、十和田市等と共同で学校給食地産地消促進会議を立ち上げ、地産地消への取組も進めています。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑥開かれた学校づくり（コミュニティ・スクール）	担当課：教育課（学校指導室）	評価：A
☆学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える活動を支援する事業です。 ★今後も「学校・保護者・地域」の人々が一体となって子どもを中心に据えた目標を共有し、学校づくりを推進していきます。		
⑦信頼される学校づくり（コミュニティ・スクール）	担当課：教育課（学校指導室）	評価：A
☆学校の活動への補助、行事への協力等を行う事業です。 ★各校にて実施される特色ある事業に対する補助や各種行事への協力等を行いました。 ★今後は協議会における学校運営への参画や学校支援、学校評価機能などを一体的、持続的に実施する仕組みをより密にし、学校と保護者、地域の人々の協働による学校づくりを推進していきます。		
⑧ＰＴＡ連絡協議会への支援	担当課：教育課（社会教育）	評価：A
☆活動への補助及び行事への協力など、ＰＴＡ連絡協議会の活動を支援する事業です。 ★活動への補助及び行事への協力を行いました。 ★今後も支援の推進を図ります。		
⑨認定こども園と義務教育学校の連携	担当課：教育課・福祉課	評価：D
☆認定こども園から義務教育学校への円滑な移行のための連携を図る事業です。 ★例年、懇談会を開催し、就学先の就学と保育園・幼稚園等の情報交換を行っています。また、福祉課と教育課の間でも随時情報交換を行い、協力体制を築いています。 ★今後も連携の強化、推進を図ります。		
⑩学校における指導の充実	担当課：教育課（学校指導室）	評価：B
☆子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の推進、学校における指導体制の拡充を図る事業です。 ★子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の推進、学校における指導体制の拡充を図りました。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑪体験活動の推進	担当課：教育課（学校・社会教育）	評価：B
☆地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する事業です。 ★地域の方々や各団体の協力を得て学校と連携し、収穫体験や昔遊びなど多様な体験活動を行いました。 ★今後も実施できるよう推進していきます。		

⑫問題行動や不登校に関する相談支援体制の整備	担当課：教育課（学校指導室） 福祉課	評価：B
☆いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくり等の整備を行う事業です。 ★教育相談員や適応指導員を配置し、専門的な相談体制を強化しました。また、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワーク体制の構築、情報共有を図りました。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑬健康教育の推進	担当課：教育課・福祉課	評価：A
☆生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要となる知識や適切な生活習慣等を子どもに身につけさせるための教育の推進を図る事業です。 ★六戸学園において学校医や町保健師等の協力を得て、健康教育を実施しました。また、学校保健会においては、推進会議（年１回）及び研究大会（年１回）を開催し、健康教育を推進しています。 ★今後も事業の推進を図ります。		
⑭教員配置の適正化の促進	担当課：教育課（学校）	評価：B
☆教員一人ひとりの能力や実績等の適正な評価、配置、処遇の改善等を実施する事業です。 ★教員一人ひとりの能力や実施等の適正な評価、配置、処遇の改善等を実施しました。 ★今後も継続して適正に実施していきます。		
⑮安全な学校教育の環境づくり	担当課：教育課 （学校･社会教育）	評価：B
☆学校施設の整備のほか、家庭や地域の関係機関・関係団体との連携のもと、安全管理に関する継続的な取組を推進する事業です。 ★学校施設の整備のほか、家庭や地域の関係機関・関係団体との連携のもと、安全管理に関する継続的な取組を実施しました。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑯幼児教育の啓発	担当課：福祉課	評価：C
☆幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等への情報提供、理解の促進を図る事業です。 ★各施設で幼児教育に力を入れているものの、町は施設に任せきりの状態です。 ★今後は必要なサポートを行っていきます。		
⑰就学指導体制の充実	担当課：教育課（学校）	評価：B
☆幼児教育から学校教育へ円滑に移行できるよう、認定こども園と義務教育学校との連携体制の構築を図る事業です。 ★連携体制の強化、推進を図ります。		

取組施策３　家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

○すべての教育の出発点である家庭での教育は、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを育成する場として、重要な役割を担っています。

○当町では、親が子どもの個性を尊重しながら自信を持って育てることができるよう、保護者が多く集まる機会を捉え､親の役割や家庭教育の重要性等を学習する機会とし、情報提供や相談を実施しています。

○今後も、家庭教育への支援はもちろん、地域社会の子育て機能が十分に発揮されるよう住民の理解と参加を呼びかけ、子どもの自立や子育てを支援するために地域のつながりを一層強化する必要があります。

○当町では、子育てに関わる活動の支援として、子育て経験者等を母子保健推進員として配置し、気軽に相談できる体制づくりを推進していますが、母子保健推進員の活動は限定されたものに留まっているため、子育て家庭を広く支援できるよう活動の見直しが必要です。

今後の方策

①子育て相談の充実	担当課：福祉課	評価：B
☆子育て相談、情報の提供の充実を図る事業です。 ★令和２年度から令和５年度までの窓口・電話相談件数は年間約300～600件です（母子手帳交付時の相談件数含）。手続き等による保護者の来庁時には、できるだけ声掛けを行い、育児に関する相談を受け付ける体制としています。 ★今後も事業の推進を図ります。		
②家庭教育に関する学習機会・情報の提供	担当課：福祉課	評価：C
☆町文化ホール、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を捉え、子どもの発達段階に応じた教育に関する学習機会、情報の提供を行う事業です。 ★就学時健診では予防接種未接種者への啓発を行い、接種もれのないよう呼びかけています。 ★今後も継続して実施していきます。		
③子育てに関わる活動の支援	担当課：福祉課	評価：B
☆子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を目的に、子育て経験者等を母子保健推進員として配置し、情報の提供を図る事業です。 ★母子保健推進員は17名で活動していますが、活動内容はほぼ健診の手伝いに限定されている状況です。 ★今後は、活動の見直しを行い、事業の推進を図ります。		

取組施策４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

○スマートフォン等の普及に伴い､子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）などに子どもの健全育成を阻害する有害情報が氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題が起きています。

○子どもたちが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用でき、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、情報モラルについての教育と同時に、広報啓発活動が必要です。そのためには自治体、学校現場、保護者、警察などの関係機関が協力・連携して推進することが重要となるため、今後は連携強化のために実施方法の見直しが必要です。

○関係機関を通じた有害図書の調査や児童・生徒にとって望ましくない施設への立ち入り制限を推進するなど、引き続き地域住民や関係機関へ連携・協力を要請し、店舗や関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかけていく必要があります。

今後の方策

①青少年環境浄化活動【再掲】	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆有害図書類調査、自販機等の立ち入り調査をする事業です。 ★有害図書類調査等を実施しています。 ★今後も継続して推進を図ります。		
②青少年健全育成【再掲】	担当課：教育課（社会教育）	評価：B
☆青少年の健全育成を図るため、地区ごとに組織された青少年健全育成会の活動を推進する事業です。 ★青少年の健全育成を図るために関係団体と協力して推進を図っています。 ★今後も継続して推進を図ります。		
③適切なインターネット利用に関する啓発	担当課：教育課（社会教育）	評価：E
☆電子メールや掲示板などのインターネット全般における子どもの利用者モラルの向上を図るため、子どもの携帯電話等の利用制限、フィルタリング・サービス等の普及・啓発を行う事業です。 ★青少年のインターネット・携帯電話等の利用制限・フィルタリング・サービス等の普及・啓発のため、携帯電話会社から講師を呼び、保護者に向けた研修を行いました。 ★学校や関係団体と連携しながら推進するのが望ましいため、実施方法の見直しが必要となります。		

基本目標Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備

取組施策１　良好な居住環境の確保

現状と課題

○住宅をはじめとする生活環境は、安心して子どもを産み育てる上での暮らしの基盤であり、多様なライフスタイルに応じた住居整備の充実が望まれます。

○子育て家庭がゆとりを持って、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもが遊べる公園などの適正な管理が求められます。

今後の方策

①都市公園等の整備	担当課：建設下水道課	評価：B
☆居住環境に配慮した公園及び緑地の整備を推進する事業です。 ★舘野公園のトイレの水洗化や老朽化した遊具やベンチの更新を行い、公園の整備充実を推進し、ふれあい、憩い、交流の場を確保しました。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②総合的な居住環境整備	担当課：建設下水道課	評価：A
☆町営住宅の維持管理、整備を推進する事業です。 ★町営住宅ストック総合活用計画に基づく舘野団地建て替えは、63戸を計画していましたが、入居申込数が少なく30戸を建て替えた時点で住宅の供給が適正な状況に到達したため一時休止しています。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

取組施策２　安全な道路交通環境の整備

現状と課題

○当町では、すべての住民が外出、生活しやすい環境の実現を目指し、地域から要望のあった道路整備を行うなど、道路・歩道の整備や交差点の改良、通行車両の速度規制など安心・安全な道路交通環境の整備を推進しています。

○子育て家庭を支援する観点からも、乳幼児を連れた親でも外出しやすく、子どもの日々の移動が安全である道路交通環境づくりに向けて、交通事故の多い箇所等を整備し、危険箇所の改良等の要望を関係機関へ働きかけるなど、交通安全施設の整備を図っています。

○交通安全看板、ガードレールやカーブミラー等の維持管理をはじめ、引き続き、関係機関と情報を共有し、協働しながらの整備が求められます。

今後の方策

①地域の道路の整備	担当課：建設下水道課	評価：B
☆道路、歩道の整備、死傷事故発生割合が高い道路におけるハンプ、クランク等整備を重点的に実施する事業です。 ★地域から要望のあった生活道路の整備を実施しており、事業は概ね推進しています。また、維持補修には通年工期を採用したことから、計画的、効率的な補修につながり、町民ニーズに対応できました。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②交通安全施設の整備	担当課：建設下水道課	評価：B
☆通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置、防護柵、道路反射鏡、信号の設置要望に対応し、整備を推進する事業です。 ★交通事故の多い箇所等に警戒標識、区画線及びカーブミラーを設置し、交通安全施設を整備しました。また、危険箇所の改良等の要望を関係機関へ働きかけています。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

取組施策３　安全・安心なまちづくりの推進等

現状と課題

○当町では、子どもの安全を守るため、町内会の要望に応じ通学路等を中心に防犯灯や緊急通報装置の設置・整備に取り組んでいます。

○子育て家庭を支援する観点からも、児童に防犯ブザーや反射材を配布するなど、子どもの日々の生活が安全で安心できるまちづくりを推進しています。

○今後も、公園や道路、遊び場などにおける防犯性を高めるための整備とともに、防犯グッズの周知啓発が求められます。

今後の方策

①防犯設備の整備	担当課：総務課	評価：B
☆町内各所における防犯灯、緊急通報装置等の設置の推進、道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備を整備し、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施する事業です。 ★町内各所における防犯灯、緊急通報装置等の設置の推進として、町内会の要望に応じ、通学路を優先に、新規防犯灯の設置やＬＥＤ化を図りました。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②防犯グッズの周知啓発	担当課：総務課	評価：B
☆広報等により各種防犯グッズの啓発を図る事業です。 ★毎年、就学新１年生に防犯ブザーの配布をしています。 ★随時、ランドセル等への反射材の配布も行っています。 ★今後も継続して実施していきます。		

基本目標Ⅴ　男女共同参画の推進

取組施策１　男女共同参画の推進

現状と課題

○当町では、広報紙やポスター・チラシによる啓発活動を行い、仕事も子育ても男女ともに責任を担っていくものであるという男女共同参画意識を高め、家庭における男女の役割分担の見直しを進めています。

○男女共同参画に関する意識は徐々に根づき始めていますが、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っているほか、男女が平等に活動できる社会環境の整備についても十分とはいえない状況です。

○男女がともに社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められており、「六戸町男女共同参画推進計画」（令和４年３月）に基づき、男女共同参画に関する意識改革の推進、男女共同参画の社会環境づくり、男女が共に能力を発揮できる自立した生き方づくり、男女がともに人権を尊重する社会づくりを目指した取組を推進する必要があります。

今後の方策

①男女共同参画社会の必要性の啓発	担当課：総務課	評価：C
☆男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を図る事業です。 ★広報紙への掲載による啓発を行っています。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②男女の固定的な性別役割分担意識の是正	担当課：総務課	評価：C
☆家庭、地域、職場において、男女平等の認識に立って、男女が共同して参画する社会づくりを積極的に推進し、「男女共生社会の実現」を目指し、男女役割分業意識の改革や家庭生活における共同子育てなどの普及啓発への継続的取組を推進する事業です。 ★ポスター、チラシによる啓発を行っています。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

基本目標Ⅵ　子どもの安全の確保

取組施策１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

○車だけではなく、自転車と歩行者の交通事故など最近の交通を取り巻く状勢は時代とともに変化しています。子どもたちに対して危険箇所等に関する情報を提供しながら交通安全の意識の啓発を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づけていくことが大切です。

○当町では、警察、交通安全協会、交通安全母の会の協力を得て、認定こども園・就学等において交通安全教室を開催し、年齢に応じた交通安全教育の徹底を図り、子どもたちの交通マナーやモラルの向上を推進しています。

○日頃から町民一人ひとりが子どもの安全に留意することが必要であるため、交通安全に関する広報活動を実施し、安全意識の向上を図っています。

○地域におけるボランティアの育成に取り組み、認定こども園・警察・学校・関係団体等と連携しながら交通安全運動を推進するなど、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進する必要があります。

今後の方策

①交通安全活動の推進	担当課：町民課	評価：A
☆子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、（交通安全講習会、新入生に黄色い帽子を配布、交通安全に関する広報活動など）総合的な交通事故防止対策を推進する事業です。 ★町交通安全協会及び町交通安全母の会による交通事故防止街頭ＰＲや飲酒運転撲滅の呼びかけなど、会員の協力のもと交通安全活動を実施します。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②交通安全教育の推進	担当課：町民課	評価：C
☆保育園・幼稚園・就学・中学校等における交通安全教室や、子ども及び親などを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する事業です。 ★各就学での交通安全教室の開催、小学生の交通安全意識向上を目的とした交通少年団による県警察本部の見学活動、新成人への交通安全啓発冊子の配布など、交通安全に対する教育に努めます。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
③交通安全広報活動の推進	担当課：町民課	評価：A
☆地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施し、交通安全を推進する事業です。 ★年４回の交通安全運動週間において、防災無線を利用した呼び掛け、官庁街道路及び各地区における主要道路への交通安全啓蒙のぼり旗の設置など、交通安全に関する広報を実施します。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

④交通事故・事故防止情報の提供	担当課：町民課	評価：A
☆子どもを交通事故の被害から守るための情報提供を行う事業です。 ★年４回の合同役員会において、最近の交通を取り巻く状勢や危険箇所などについて、協議・情報交換を行います。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

取組施策２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

○安心して安全に生活できる環境を確保することは、全ての子どもたちが健やかに育つための大前提です。

○当町では、子どもを犯罪等の被害から守るため、町内の各地域の学校付近や通学路などにおいて、ＰＴＡ等の学校関係者、防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を実施しています。

○地域の安全に関する広報活動を推進しており、「地域の子どもたちは地域で守る」という子どもの安全を守るための強い共通認識が地域の大人一人ひとりに浸透しています。

○当町においても、コロナ禍を経て、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況がうかがえることから、防災意識の一つとして「災害時なども地域の子どもを守る」という共通認識を住民に啓発していく必要があるとともに、認定こども園、学校、警察、各種団体等との連携強化を図り、子どもの安全を継続的に考えていくことが重要です。

今後の方策

①地域安全広報活動の推進	担当課：総務課・福祉課 教育課	評価：C
☆地域や関係機関が連携した町内キャンペーン等を実施し、地域の安全活動を推進する事業です。 ★防犯協会、防犯指導隊による広報活動の推進を図ります。 ★また、就学・中学校・高校でのあいさつ運動により、地域安全の推進に努めます。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②犯罪・被害情報の収集・蓄積	担当課：総務課	評価：B
☆子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換、情報共有を行う事業です。 ★防犯行事や青い森セーフティネットからの情報を収集し、関係者と共有します。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
③犯罪・被害情報の提供	担当課：総務課	評価：E
☆子どもの防犯対策及び住民の自主防犯行動促進のための情報提供を行う事業です。 ★警察や青い森セーフティネットからの情報を受け、メール配信などの方法で対象者へ情報を提供します。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

④パトロール活動の推進	担当課：総務課・福祉課 教育課	評価：B
☆地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図る事業です。 ★防犯指導隊による、イベント時や年末等に地域と関係機関が連携したパトロール活動を行います。 ★また、夜行われるイベント時（サマ-フェスタ、秋祭り）では夜間巡回を行います。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

取組施策３　被害に遭った子どもの保護の推進

現状と課題

○不幸にも、交通事故、犯罪、児童虐待、いじめなどの被害に遭ってしまった子どもに対しては、精神的ダメージを軽減するため、関係機関と連携しながらカウンセリングなどのきめ細かな支援を行い、短期間での回復を図ることが重要です。

○心のケア、助言指導について、専門職が早期に対応する体制を充実させるとともに、再発防止のために一時保護するなどの体制づくりが必要です。

今後の方策

①被害児童に対するケア体制の整備	担当課：教育課（学校指導室）福祉課	評価：B
☆犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施し、教育相談体制の充実・強化を図る事業です。 ★「いじめ問題対策審議会」及び「いじめ問題対策協議会」の専門機関を設置し、被害を受けた子どもに対する支援、対応を行います。 ★スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議します。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		

基本目標Ⅶ　要保護児童へのきめ細かな取組の推進

取組施策１　児童虐待防止対策の充実

現状と課題

○虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況です。

○当町では、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置し、保育園や就学等、町の関係機関をはじめ、児童相談所、警察、民生児童委員・主任児童委員等と連携を図り、子ども虐待の防止に努めています。

○今後も、関係機関との連携強化を図りながら、保護者のメンタルケア、ストレスや不安の緩和などをはじめ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化が求められます。

○虐待の早期発見・早期対応を速やかに実施し、被虐待児童に対するアフターケアを展開していく必要があります。

○福祉、介護、医療、教育等の関係者が横断的に連携し、困難を抱えるこども（ヤングケアラーを含む）や家庭の早期発見・把握と必要な支援が求められます。

今後の方策

①こども家庭センター事業【再掲】	担当課：福祉課	新規
☆母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 ★子育て世代包括支援センターについて、その機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を第３期計画期間中に設置します。 ★母子保健・児童福祉担当等が連携を図りながら、気になる親子については早めに情報交換し関係者間で見守り・支援を行っています。 ★今後も早期に対応ができるよう、関係機関との連携強化に努めます。		
②要保護児童対策地域協議会の推進	担当課：福祉課	評価：B
☆関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を推進する事業です。 ★関係者間で連携することの必要性を確認し、適宜連絡を取り合い情報交換する等の体制整備を進めます。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
③相談機能の強化	担当課：福祉課	評価：B
☆母親の育児不安や子どもの虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備を強化する事業です。 ★相談窓口の周知を進めています。 ★子どものＳＯＳを受け止める体制づくりや関係機関との共通理解が必要となるため、引き続き事業の推進を図ります。		

④虐待の早期発見と対応	担当課：福祉課	評価：C
☆健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行う事業です。 ★児童相談所には適宜相談し、助言を得ながら対応します。 ★地域における虐待についての認識がまだ不十分であると思われるため、今後も継続して啓発普及を推進します。		
⑤主任児童委員、民生児童委員の活用	担当課：福祉課	評価：B
☆児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用を推進する事業です。 ★協議会への参画を促しつつ、必要に応じて個別の会議にも参加要請する等、適宜連携しています。 ★地域での見守り等も依頼し、問題が生じた際の情報共有体制を整えています。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
⑥虐待防止ネットワークの強化	担当課：福祉課	評価：C
☆関係行政機関、ＮＰＯやボランティア団体等の連携をはじめ、個々のケースの解決のための取組を推進する事業です。 ★定期的に支援体制を確認し、必要に応じてそのつど連携の在り方について意見を交換しながらネットワーク強化を図ります。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
⑦被虐待児童の保護・支援	担当課：福祉課	評価：B
☆虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等、児童相談所と連携した被虐待児の支援を図る事業です。 ★関係者間での情報共有を適宜行い、役割分担しながら見守ります。 ★今後も関係機関との連携を強化し、事業の推進を図ります。		

取組施策２　ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

○子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合が上昇しており、当町では令和２年時点で18歳未満の子どものいる10世帯のうち１世帯以上がひとり親世帯となっています。

○令和４年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と、ひとり親世帯の半数近くが貧困に直面している状況です。

○町のひとり親とその子どもたちが、豊かで充実した生活を営めるよう、助成制度やサービス利用に関する情報提供・相談支援体制の一層の充実を図るとともに、母子家庭、父子家庭をあたたかく見守る地域づくりの推進・充実が求められます。

今後の方策

①児童扶養手当の支給	担当課：福祉課	評価：B
☆「児童扶養手当法」に基づき、手当の支給を行う事業です。 ★受給資格者への案内・説明を行い、受付業務を円滑に進めます。 ★資格に疑義が生じる場合の確認作業については、速やかに、かつ円滑にできるよう確認方法の見直しを図ります。		
②遺児手当の支給	担当課：福祉課	評価：C
☆「遺児手当支給条例」に基づき、遺児を養育している人を対象とする手当の支給を行う事業です。 ★相談に対しては、担当である県へ案内をしています。 ★事業の周知に努めます。		
③婦人相談の充実	担当課：福祉課	評価：C
☆婦人の抱える諸問題に関して、婦人相談員が相談・助言・指導を行う事業です。 ★相談には随時対応しており、専門性を要する場合には福祉事務所と連携して対応します。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
④ひとり親家庭等医療費の支給	担当課：福祉課	評価：A
☆母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とし、医療費の支給を行う事業です。 ★受給資格証等の通知・案内を円滑に行います。 ★今後も継続して実施していきます。		
⑤母子寡婦福祉資金の貸付	担当課：福祉課	評価：B
☆「母子及び寡婦福祉法」に基づき、福祉金の貸付を行う事業です。 ★広報等による周知を行い、問合せについては担当である県へ案内をしています。 ★今後も事業の周知に努めます。		
⑥母子家庭日常生活支援事業	担当課：福祉課	評価：B
☆母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービスを実施する事業です。 ★広報等による周知を行い、問合せについては担当である県へ案内をしています。 ★今後も事業の周知に努めます。		
⑦母子家庭等への保育サービスの充実	担当課：福祉課	評価：B
☆子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育園の入園に関する各種支援策を推進する事業です。 ★国の基準に従い、所得360万円未満相当の要保護世帯の第１子の保育料を一般世帯よりも低く設定しており、第２子からは無償とすることで、ひとり親等の経済的な負担の軽減を図ります。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
⑧母子家庭等への情報提供・相談対応の充実	担当課：福祉課	評価：B
☆母子家庭等に対する相談体制の充実のため、施策・取組に関する情報提供を行う事業です。 ★広報等による周知を行い、問合せについては担当である県へ案内をしています。 ★今後も事業の周知に努めます。		

取組施策３　障がい児施策の充実

現状と課題

○当町では、障がいの原因となる疾病の早期発見・治療のため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、子どもの発達に不安のある母子を支援しています。また、学校医等の協力のもと、学校保健安全法に定める各種学校健診を滞りなく実施し、異常の早期発見や病気の早期治療につなげることに努めています。

○今後も、子ども一人ひとりの持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていく教育を進め、ともに生きる心を育成することが大切です。

○障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに地域で成長することができるよう、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等において、関係機関との連携を図りつつ、受入体制を充実させるなど、障がい児や医療的ケア児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが求められます。

今後の方策

①児童発達支援センター	担当課：福祉課	新規
☆地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児をもつ家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。 ★他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。		
②特別児童扶養手当の支給	担当課：福祉課	評価：B
☆障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、手当の支給を行う事業です。 ★受給資格者への案内・説明を行い、受付業務を円滑に進めます。 ★今後も円滑な事業運営を図ります。		
③障害児福祉手当の支給	担当課：福祉課	評価：A
☆障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、手当の支給を行う事業です。 ★受給資格証等の通知・案内を円滑に行います。 ★今後も円滑な事業運営を図ります。		
④重度心身障害者医療費の支給	担当課：福祉課	評価：A
☆重度心身障がい児等を対象とし、医療費の支給を行う事業です。 ★受給資格証等の通知・案内を円滑に行います。 ★今後も円滑な事業運営を図ります。		
⑤健康診査等の推進	担当課：教育課・福祉課	評価：C
☆障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の推進を図る事業です。 ★学校医等の協力のもと、学校保健安全法に定める各種学校健診を円滑に実施し、異常の早期発見や病気の早期治療につなげます。 ★今後は特定健康診査等実施計画等の目標達成に向け、さらに事業の推進を図ります。		

⑥障がい児の育児相談	担当課：福祉課	評価：B
☆保護者に対する育児相談、家族への支援を推進する事業です。 ★１歳６か月児・３歳児精神発達精密検査事業の他、平成30年度からは５歳児健康診査事業を開始し、障がい児（疑い含む）の育児について相談しやすい体制の整備を図ります。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
⑦特別支援教育体制の充実	担当課：教育課（学校指導室）	評価：B
☆教員の資質向上を図り、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症等、教育及び療育に特別なニーズのある児童に対する適切な教育的支援を推進する事業です。 ★専門指導員（教育指導員、適応指導員、スクールソーシャルワーカー）を配置し、適切な教育支援を実施しています。 ★今後も継続して、児童・生徒に対する専門的ケアを行います。		
⑧保育サービス等の障がい児等受入体制の充実	担当課：福祉課	評価：C
☆認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児や医療的ケア児の受け入れの推進をはじめ、各種の子育て支援事業との連携により、保育サービス等の障がい児等受入体制の充実を図る事業です。 ★施設に対し費用面以外のサポートを行うことで、重篤な障がいを持った児童や医療的ケアを必要とする児童に対する受入体制を整えます。 ★受入体制の整備など、サポートの拡充を図ります。		

基本目標Ⅵ　若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

取組施策１　多様な就労の場の確保と就労の支援

現状と課題

○地元で経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、若者が活躍できる環境を整備することが必要であり、将来に希望を感じられるような多様な就労の場を創っていく必要があります。

○当町では、新規創業の支援や企業誘致などを行い就労の場を創出するとともに、就業能力開発支援として職場見学会を実施しており、引き続き若年者の就労に対する多様な支援・協力企業の増加が求められます。

○若者の地元就職やＵ・Ｊ・Ｉターンを促進するため、県やハローワーク、三沢地区雇用対策協議会等の関係機関と連携した雇用機会の確保と雇用の促進が求められます。

今後の方策

①企業活動の活性化	担当課：まちづくり推進課	評価：B
☆若者の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援する事業です。 ★町内への企業進出（誘致）や、既存企業の規模拡大を促進させるため、「町企業立地促進条例」及び「町立地企業雇用奨励事業補助金交付要綱」を見直し、町の支援体制を強化しました。また、平成26年に金矢工業団地に進出した大規模木材加工会社の事業が本格稼働し始めたことにより、関連産業企業の活性化にも繋がりました。 ★今後も継続して事業の推進を図ります。		
②若年者の就業能力の開発	担当課：まちづくり推進課	評価：C
☆若者等の就業を推進するため、就労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等の推進を図る事業です。 ★三沢地区雇用対策協議会の主催による、三沢地区管内（三沢市・六戸町・おいらせ町）の高等学校（４校）の２～３年生を対象とした職場見学会を開催しています。 ★今後も継続して若者等の就業支援を行っていきます。		
③若年者のＵ・Ｊ・Ｉターンの促進	担当課：まちづくり推進課	評価：B
☆若者のＵ・Ｊ・Ｉターン推進に向けた支援制度を検討する事業です。 ★求人情報などの情報発信（町公式ホームページ）を継続している他に、町へのＵ・Ｊ・Ｉターンに興味を持ってもらえるよう、県内外での各種イベント時に町内誘致企業の紹介を併せて実施しました。 ★今後も継続して支援の周知を図ります。		

第５章

子ども・子育て支援事業の展開

第５章　子ども・子育て支援事業の展開

１　教育・保育事業等の提供区域

当町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、各提供区域は１区域として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

① 当町の子ども人口は０～５歳が443人（令和６年３月31日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。

② 町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。

③ 地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。

④ 近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に、ニーズ調査でも平日の定期的な教育・保育事業の利用者のうち15.2%が町外の保育施設を利用していること。

■子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

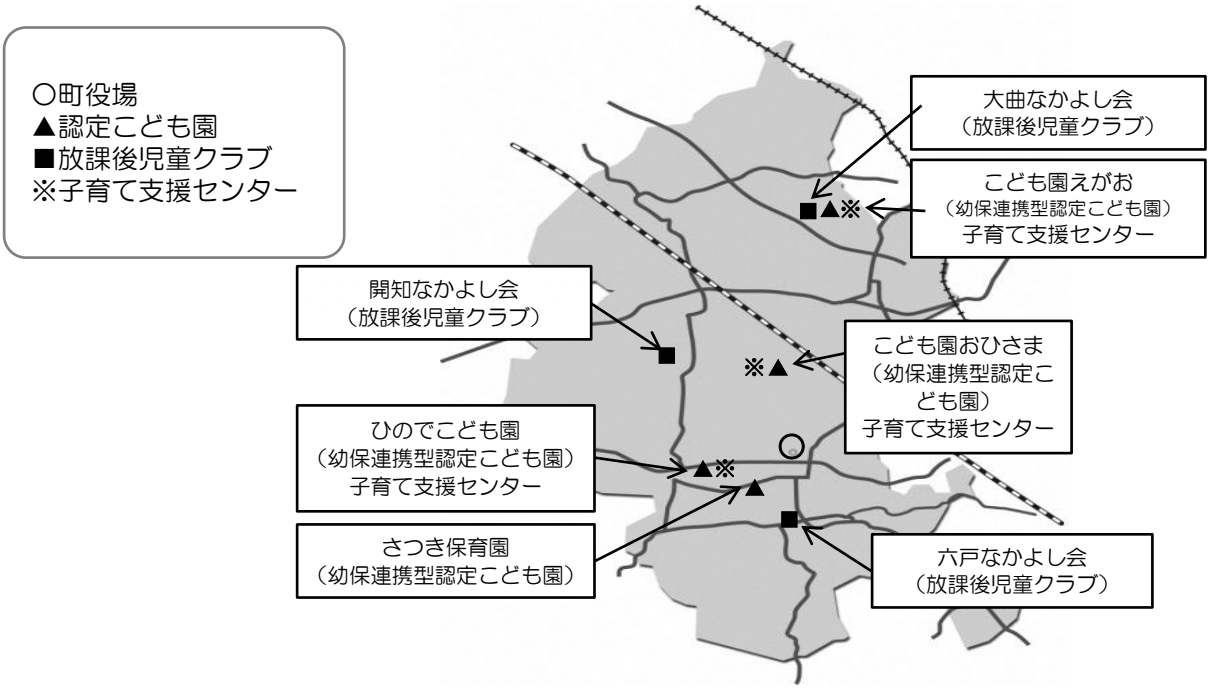

2　教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

（1）推計方法

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、以下のフリーに沿って就学前児童保護者対象のニーズ量調査の結果をもとに推計したニーズ量のほか、第二期計画期間（令和２年度～６年度）の各事業等の実績をもとに推計したニーズ量を勘案し、各事業等の実情や方向性に見合ったニーズ量を設定しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

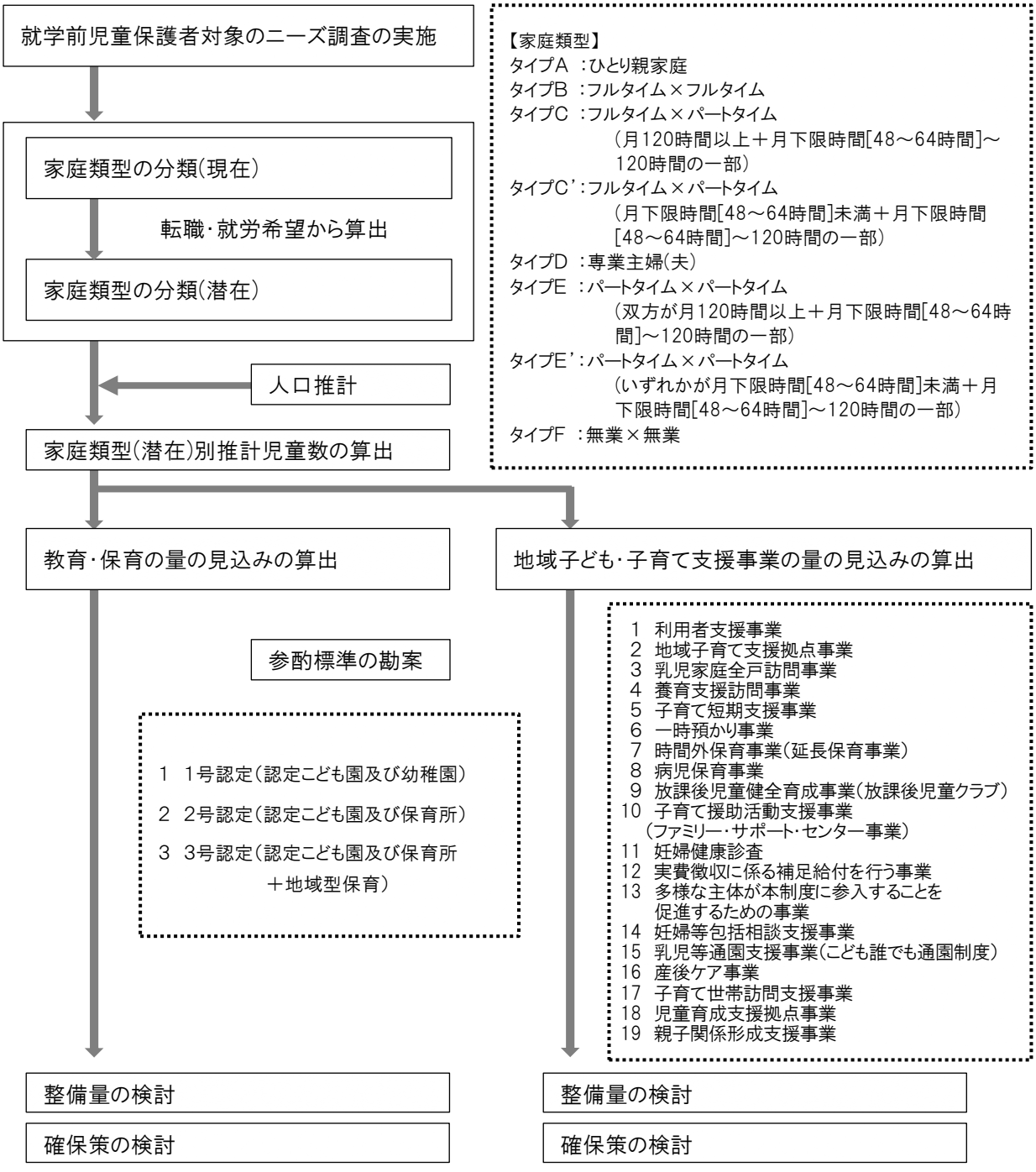

（２）子ども人口の推計

当町の子ども人口は、０～５歳が令和６年の443人から令和11年には417人と推計されており、26人の減少（5.9%減）と予測されています。

また、６～11歳は令和６年の577人から令和11年には487人と推計されており、90人の減少（15.6%減）と予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
０～11歳	1,095	1,101	1,020	999	981	972	940	904
０歳	62	69	53	63	64	64	64	63
１歳	74	71	61	58	69	70	70	69
２歳	83	82	75	65	61	72	73	73
３歳	89	86	75	79	69	61	74	74
４歳	94	100	83	77	78	68	63	75
５歳	105	100	96	83	77	79	69	63
０～５歳	507	508	443	425	418	414	413	417
６歳	107	112	94	96	83	77	78	68
７歳	82	81	99	86	87	76	70	71
８歳	96	95	113	112	97	99	86	80
９歳	100	99	81	108	107	93	95	82
10歳	107	105	93	82	110	108	94	96
11歳	96	101	97	90	79	105	104	90
６～11歳	588	593	577	574	563	558	527	487

資料：令和４年～６年は、住民基本台帳（各年３月31日）
令和７年～11年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年３月31日）

■ 子ども人口の推計

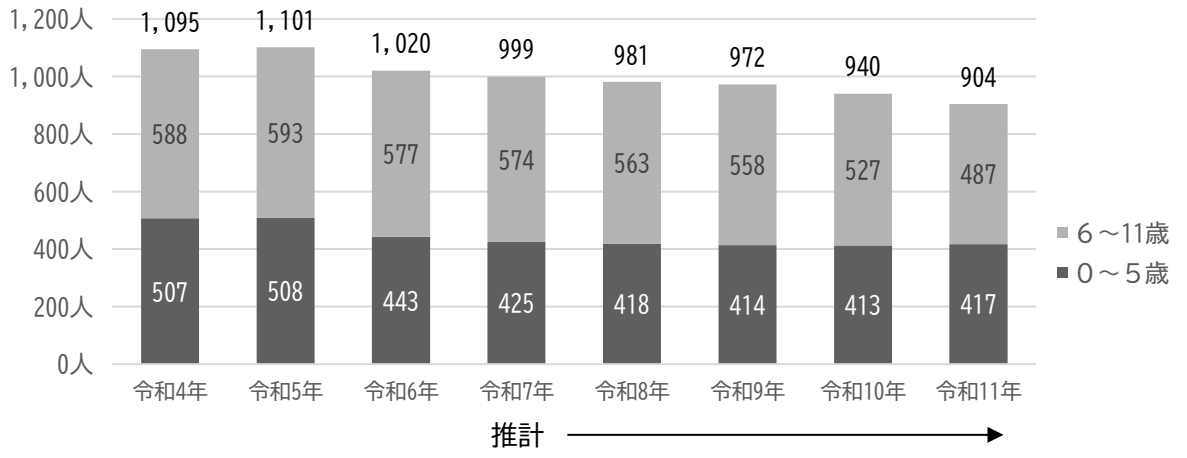

3　幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

（1）施設型事業

①　教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず３歳から入園できますが、３歳になる学年（満３歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の４類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

現状と課題

○令和６年度現在、幼保連携型認定こども園４園となっています。

○１号認定（教育を希望し、認定を受けた３～５歳の就学前児童）の割合は、過去５年、３～５歳人口の10%台後半から20%台後半で推移しています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実利用者数	52	55	56	54	66
１号認定	52	55	56	54	66
２号認定	0	0	0	0	0
②第二期計画値	37	39	38	37	37
乖離（②－①）	−15	−16	−18	−17	−29

※令和６年度実績は見込み値

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	48	44	44	45
１号認定	51	48	44	44	45
２号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	74	80	80	80	80
１号認定	74	80	80	80	80
２号認定	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	−23	−32	−36	−36	−36

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○児童の利用状況等に応じて、年度ごとに定員の見直しを実施し、全員が希望する施設を利用できるよう図ります。また、ニーズに合わせ１号認定の定員設定をしていきます。

②　保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の４類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

○令和６年度現在、幼保連携型認定こども園４園となっています。

○２号認定（保育の必要性の認定を受けた３～５歳の就学前児童）の割合は、過去５年、３～５歳人口の60%台後半から70%台後半で推移しています。

○３号認定（保育の必要性の認定を受けた３歳未満の就学前児童）の割合は、過去５年、０～２歳人口の50%台後半から60%台後半で推移しています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実利用者数	411	401	360	328	307
２号認定	232	238	208	198	175
３号認定	179	163	152	130	132
０歳	26	19	24	10	18
１歳	69	66	59	57	50
２歳	84	78	69	63	64
②第二期計画値	520	541	529	515	513
乖離（②－①）	109	140	169	187	206

※令和６年度実績は見込み値

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	309	302	300	298	303
２号認定	188	176	164	162	167
３号認定	121	126	136	136	136
０歳	19	19	19	19	19
１歳	47	56	56	56	56
２歳	55	51	61	61	61
②確保目標量	419	419	409	389	399
特定保育・保育施設	419	419	409	389	399
２号認定	227	227	217	197	207
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	227	227	217	197	207
３号認定	192	192	192	192	192
０歳	37	37	37	37	37
１・２歳	155	155	155	155	155
地域型保育（３号認定）	0	0	0	0	0
０歳	0	0	0	0	0
１・２歳	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	110	117	109	91	96

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○今後も児童の利用状況等に応じて、年度ごとに定員の見直しを実施し、全員が希望する施設を利用できるよう図ります。

（２）地域型保育事業

①　小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員６～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○現在、当町では実施していない事業です。

■ 小規模保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１歳	－	－	－	－	－
２歳	－	－	－	－	－
②確保目標量	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１・２歳	－	－	－	－	－
乖離（②－①）	－	－	－	－	－

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○現在、当町では事業を実施していませんが、今後、実施の意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

②　事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

〇現在、当町では実施していない事業です。

■ 事業所内保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１歳	－	－	－	－	－
２歳	－	－	－	－	－
②確保目標量	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１・２歳	－	－	－	－	－
乖離（②－①）	－	－	－	－	－

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	〇現在、当町では事業を実施していませんが、今後、実施の意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

③　家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

〇現在、当町では実施していない事業です。

■ 家庭的保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１歳	－	－	－	－	－
２歳	－	－	－	－	－
②確保目標量	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１・２歳	－	－	－	－	－
乖離（②－①）	－	－	－	－	－

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	〇現在、当町では事業を実施していませんが、今後、実施の意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

④　居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

〇現在、当町では実施していない事業です。

■ 居宅訪問型保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１歳	－	－	－	－	－
２歳	－	－	－	－	－
②確保目標量	－	－	－	－	－
３号認定	－	－	－	－	－
０歳	－	－	－	－	－
１・２歳	－	－	－	－	－
乖離（②－①）	－	－	－	－	－

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	〇現在、当町では事業を実施していませんが、今後、実施の意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

（1）相談支援事業

①　利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○当町では、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型（旧母子保健型）」の事業を実施しています。
○児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。
○妊娠期～子育て期にかけて、切れ目のない相談支援が求められています。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実施か所数	1	1	1	1	1
②第二期計画値	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※令和６年度実績は見込み値

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○子育て世代包括支援センターの機能を強化するかたちで、新たにこども家庭センターを開設し、保護者のニーズに対応していきます。 ○地域子育て相談機関については、設置を検討していきます。

②　地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○令和６年度現在、当町では認定こども園内など３か所で事業を実施しています。
○少子化等に伴い、利用者数は概ね減少傾向です。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間総利用数	385	385	276	276	270
②第二期計画値	3,682	3,724	3,669	3,614	3,558
乖離（②－①）	3,297	3,339	3,393	3,338	3,288

※令和６年度実績は見込み値

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	262	273	290	291	289
②確保目標量	262	273	290	291	289
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○引き続き、町内の認定こども園で事業を実施して、町内全域の児童が支援拠点を利用できるよう図ります。

③　【新規事業】妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの３つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間面談実施合計回数（人回）

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
年間実利用者数	81	83	83	83	81
１人当たり面談回数	3	3	3	3	2
年間面談実施合計回数	243	249	249	249	162
②確保目標量	243	249	249	249	162
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○こども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

（２）訪問系事業

①　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○保護者の里帰りの都合上、新生児期の訪問が困難な乳児がいたものの、里帰り終了後の乳児訪問や、里帰り先への訪問依頼を行い、すべての乳児に対する訪問指導を実施できました。

○当事業を通じて、要支援・要保護児童（保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童）やその家庭の早期把握に努める必要があります。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間実利用者数	62	70	60	55	61
②第二期計画値	82	82	80	78	78
乖離（②－①）	20	12	20	23	17

※令和６年度実績は見込み値

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	59	60	60	60	59
②確保目標量	59	60	60	60	59
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○今後も助産師の訪問指導を実施し、母子の健康確保や、保護者の育児不安の軽減を図ります。 ○要支援・要保護児童やその家庭を把握し、必要に応じて養育支援訪問事業につなげます。

②　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を実施しています。

○令和２年度から令和６年度は、利用実績がありません。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間実利用者数	0	0	0	0	0
②第二期計画値	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	15	15	15	15	15

※令和６年度実績は見込み値

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保目標量	3	3	3	3	3
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○専門職（保健師・助産師等）による実施体制を確保し、対象家庭の養育能力を向上させるための支援等を図ります。

③　【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問回数（人回）

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保目標量	60	60	60	60	60
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○新規事業として、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。

（3）通所系事業

①　子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】、夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

〇現在、当町では実施していない事業です。

〇ショートステイを必要とする問い合わせ等はありませんが、ニーズを把握し、必要があれば実施を検討します。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	〇現在、当町では事業を実施していませんが、今後、実施の意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

②　一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○令和６年度現在、当町では幼稚園型（預かり保育）を５か所、幼稚園型以外（一般型一時預かり）を４か所の施設において実施しています。

○利用者数は、令和２年度から令和６年度にかけて、年度によって増減が見られる状況です。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間総利用数	695	749	588	794	684
②第二期計画値	5,477	5,729	5,599	5,437	5,437
乖離（②－①）	4,782	4,980	5,011	4,643	4,753

※令和６年度実績は見込み値

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	585	610	648	651	645
②確保目標量	585	610	648	651	645
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○引き続き、町内の認定こども園で事業を実施して、町内全域の児童が希望したときに希望の施設を利用できるよう図ります。

③　時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○当町では、認定こども園において延長保育や休日保育を実施しています。

○フルタイム就労の割合の上昇など、保護者の就労形態の変化に伴う保育ニーズに対応していく必要があります。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間実利用者数	80	84	68	72	80
②第二期計画値	182	189	185	180	180
乖離（②－①）	102	105	117	108	100

※令和６年度実績は見込み値

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	64	64	63	64
②確保目標量	66	64	64	63	64
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○引き続き、町内の認定こども園で事業を実施して、町内全域の児童が保護者の状況に合わせて延長保育を利用できるよう図ります。

④　病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○当町では、認定こども園１か所で病後児保育（病気の回復期で集団保育が難しく、家庭での保育が困難な児童を、専用スペースで一時的に保育）を実施しており、病児保育については未実施となっています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間総利用数	－	－	－	－	－
②第二期計画値	－	－	－	－	－
乖離（②－①）	－	－	－	－	－

※令和６年度実績は見込み値

■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○病児保育事業の実施は想定していませんが、ニーズに応じた実施を検討します。

⑤　【新規事業】こども誰でも通園制度事業※

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月～満３歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

※令和８年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■ こども誰でも通園制度事業の量の見込みと確保目標量

単位：必要定員数（人）

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		5	5	5	5
０歳		3	3	3	3
１歳		1	1	1	1
２歳		1	1	1	1
②確保目標量		5	5	5	5
０歳		3	3	3	3
１歳		1	1	1	1
２歳		1	1	1	1
乖離（②－①）		0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和８～ 令和11年度	○令和８年度から実施する新規事業として、他市町の試行的事業の状況や保護者のニーズ、町内施設の受け入れ体制等を総合的に勘案しつつ、実施方法や利用方法等を検討するほか、事業の開始後は、必要な指導監査等を行いつつ、サービスの質の維持・向上に努めます。

（４）その他事業

①　妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○年間14回分の妊婦委託健康検査受診票・妊婦歯科検診受診票を交付し、受診に対する助成を行っています。
○里帰り中の妊婦も含め、すべての妊婦が妊婦健診を受診できました。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間実利用数	780	763	723	683	747
②第二期計画値	133	142	152	162	173
乖離（②－①）	-647	-621	-571	-521	-574

※令和６年度実績は見込み値

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	708	725	725	725	708
②確保目標量	708	725	725	725	708
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○引き続き事業を実施し、すべての妊婦が受診できるように図ります。

②　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○当町では、事業実施を目指していましたが、人員確保等、事業を実現させるには困難な状況です。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○現在、当町では事業を実施していませんが、保護者のニーズの高まりや事業実施の意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

③　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○引き続き、未移行幼稚園を利用する低所得者世帯の児童に対して副食費の減免を実施します。

④　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○現在、当町では事業を実施していませんが、必要に応じて、実施について協議していきます。

⑤　【新規事業】産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：延利用産婦数（人日）

推計値		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
年間実利用産婦数	訪問型	1	1	1	1	1
	通所型	1	1	1	1	1
年間延利用産婦数		14	14	14	14	14
②確保目標量		14	14	14	14	14
乖離（②－①）		0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○訪問型（助産師の訪問による自宅での産後ケア）と通所型（日帰りタイプの産後ケア）との２種類により事業を実施します。

5　総合的な子どもの放課後対策の推進

（1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない就学に就学している児童に対し、授業の終了後に就学の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①　放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

＜就学低学年の場合＞

現状と課題

○現在、町内３か所で「なかよし会（学童保育）」を運営しています。

○令和２年度から令和６年度における１年生の放課後児童クラブの利用率（６歳人口における利用率）は、60%台後半から80%台前半で推移しています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間実利用者数	187	175	171	180	199
１年生	74	62	88	76	71
２年生	63	61	48	76	67
３年生	50	52	35	28	61
②第二期計画値	178	166	176	189	199
１年生	70	65	69	74	78
２年生	70	65	69	74	78
３年生	38	36	38	41	43
乖離（②－①）	-9	-9	5	9	0

※令和６年度実績は見込み値

■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	178	164	153	144	133
１年生	72	63	58	59	51
２年生	59	60	53	48	49
３年生	47	41	42	37	33
②確保目標量	178	164	153	144	133
１年生	72	63	58	59	51
２年生	59	60	53	48	49
３年生	47	41	42	37	33
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○児童の利用状況等に応じて、年度ごとに定員や支援の単位の見直しを実施して、希望者全員が利用できるように図ります。

＜就学高学年の場合＞

現状と課題

○現在、当町では町内３か所で「なかよし会（学童保育）」を運営しています。

○令和２年度から令和６年度における４年生の放課後児童クラブの利用率（９歳人口における利用率）は、10%台後半から20%台前半で推移しています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①年間実利用者数	26	37	36	30	27
４年生	17	25	18	22	15
５年生	4	5	14	2	9
６年生	5	7	4	6	3
②第二期計画値	13	16	16	16	15
４年生	5	6	6	6	6
５年生	5	6	6	6	6
６年生	3	4	4	4	3
乖離（②－①）	-13	-21	-20	-14	-12

※令和６年度実績は見込み値

■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46	41	41	37	34
４年生	31	24	21	21	19
５年生	5	11	8	7	7
６年生	10	6	12	9	8
②確保目標量	46	41	41	37	34
４年生	31	24	21	21	19
５年生	5	11	8	7	7
６年生	10	6	12	9	8
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～ 令和11年度	○児童の利用状況等に応じて、年度ごとに定員や支援の単位の見直しを実施して、希望者全員が利用できるように図ります。

② 放課後子ども教室の整備計画

今後においては地域のニーズに応じ、適正な箇所数の把握に努め、実施を検討します。

③ 連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量と推進に関する具体的な方策

連携型又は校内交流型による実施に向けて、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けるようにします。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

運営委員会等を最大限に活用しながら、余裕教室などの活用等について協議・計画を検討します。

⑤ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

福祉部局と教育委員会が連携して運営委員会を実施し、事業検証や課題解決に連携して取り組んでいきます。

⑥ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在においても、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブで実施しています。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等に対して、関係各機関と連携して対応について取り組んでいきます。

⑧ 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

利用者の健全な育成を図る役割を負う為、研修等による向上や各機関と連携し対応していきます。

⑨ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知の方策

各放課後児童クラブにおける育成支援の内容等を、広報等により周知を推進していきます。

６　教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられます。

当町では、幼保一体化の取組を進める中で、すべての園が認定こども園に移行済であり、今後も就学前の教育・保育の質の向上に向けた取組に努めます。

（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、障がい児福祉サービスの事業所等との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。

そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

（４）教育・保育施設の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、０歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を認定こども園、そして就学、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、認定こども園と就学、中学校との交流や意見交換など、就学、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。

8　子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

子どもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「六戸町子ども・子育て会議」をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的に開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。

第６章

計画の推進・評価体制

第６章　計画の推進・評価体制

１　計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内においては福祉課が中心となって、関係各課及び関係機関との密接な連絡調整を図ります。

また、子育て支援の施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、国・県との連携を図り、事業の有効な導入に努めます。さらに、当町の実情に即した取組を積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

そして、何よりも、少子化や子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、地域の住民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が重要です。

計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

（１）家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

（２）地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭に寄り添い、見守り、支えるという意識のもと、声がけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

（３）学校教育の役割

さまざまな人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。また、学校施設の開放などを通して、地域における住民同士の交流の場となることも望まれます。

（４）企業の役割

企業においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人ひとりが子育て支援の重要性を理解し、子育て中の母親が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

（５）行政の役割

行政は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお、本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

２　計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCA サイクル）に沿って、計画の進捗状況の調査・把握に努め、子ども・子育て支援会議にて点検・検証等を行い、必要な見直しを行います。

なお、子ども・子育て支援については、保健、福祉、医療、教育等総合的な取組が必要であることから、関係課や関係機関と連携し、子ども・子育て支援会議にて、事業の実施状況の点検・検証等を行いながら計画の推進を図っていきます。

また、必要に応じて庁内関係課でワーキンググループ等を開催し、実施状況の報告や目標達成ができない場合はその原因についての検討を行います。

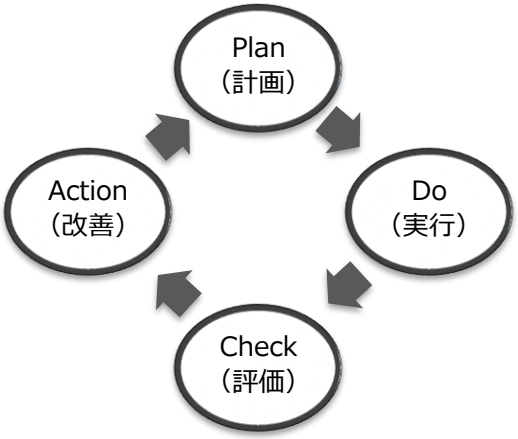

３　計画の周知及び広報活動

本計画の趣旨は、社会全体で子育てを支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを町一丸となって目指すものです。

本計画は、前期計画から必要な見直しを行った令和７年度から令和11年度までの計画期間とした新たな計画であり、各サービスや地域の子育て支援活動等の変更内容等を町の広報やホームページ等に速やかに公開し、本計画が町民に開かれたものとなり、また、その趣旨が広く理解を得られるよう努めます。

また、計画の実現に向けて、広く住民の理解と協力を得るために、町のホームページなど各種媒体を通じた計画の広報活動に努めます。

資　料　編

資　料　編

1　六戸町　子ども・子育て会議条例

（1）設置要綱

平成二十五年九月十三日
条例第二十三号

（設置）
第一条　子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項に規定する合議制の機関として、六戸町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。
(所掌事務)
第二条　支援会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務その他町長が必要と認める事務を処理する。
(組織)
第三条　支援会議は、委員八人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
一 児童福祉その他子どもに関する事業に従事する者
二 学識経験者
三 関係行政機関の職員
四 町内に居住し、又は通勤する者であって、町長が行う公募に応じたもの
(会長及び副会長)
第四条　支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(任期)
第五条　委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)
第六条　支援会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の支援会議は、町長が招集する。
２　会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、支援会議を招集しなければならない。
３　支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　支援会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　支援会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第七条　委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（庶務）

第八条　支援会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

（委任）

第九条　この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（2）委員名簿

役職	氏名	備考
会長	長嶺　きみ	社会福祉法人　光龍会　ひのでこども園　理事長
副会長	二ッ森　牧彦	大曲小学校　校長
委員	十文字　よし子	社会福祉法人　六戸福祉会　さつき保育園　園長
委員	十文字　利則	社会福祉法人　六戸福祉会　こども園えがお　園長
委員	小村　好子	社会福祉法人　光龍会　こども園おひさま　園長
委員	大久保　智子	六戸小学校なかよし会　主任指導員
委員	新堂　里美	大曲小学校なかよし会　主任指導員
委員	円子　和史	保護者代表（一般公募）

（3）会議の開催日と審議内容

開催日	審議内容
令和６年５月２８日	アンケート調査に係る設問内容、取りまとめ方法、回収方法について
令和７年１月２８日	アンケート集計結果、素案の内容について、目標設定について
令和　　年　　月　　日	計画の承認について

六戸町　第三期子ども・子育て支援事業計画〈案〉

発行日　令和７年２月
発行者　六戸町　福祉課
住　所　〒039-2392
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60
ＴＥＬ　0176-55-3111（内線 133）
ＦＡＸ　0176-55-3031
ＵＲＬ　http://www.town.rokunohe.aomori.jp/